平成 27 年度

自　己　点　検　評　価　書

平成 27(2015)年 12 月

日本保健医療大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　１

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・　７６

基準Ａ　地域貢献・社会連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

基準Ｂ　国際化に対応する医療職教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１

基準Ｃ　臨地実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．建学の精神（設置の背景と趣旨）

我が国は、第 2 次世界大戦後、国民のたゆまぬ努力により、世界有数の経済大国・技術大国に成長した。経済成長により社会資本の整備と社会保障の充実が図られた。1961 年には国民皆保険が実現し、安心して医療を受けられる法制度も整備されてきた。国民栄養の改善、公衆衛生の向上、医療技術の進歩など国民の健康を取り巻く環境は著しく改善されてきた。乳幼児死亡率の低下も相まって、日本人の平均寿命は延び、世界一の長寿国になった。今日では、諸外国が経験したことのないスピードで高齢化が進み、その対応にいろいろな対策が講じられている。

このような高齢社会にあって、すべての国民が豊かな老後を過ごすためには、国民一人ひとりが心身ともに健康で生きがいをもち、日々充実した生活が送れるような社会を整備することが必須である。このために保健医療分野は言うに及ばず、社会福祉政策、保健医療福祉システムの整備、人材育成の充実が急務となってきている。

今日の保健医療現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当る必要性が叫ばれており、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

看護は、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和を援助することを目的とした行為であり、人間を対象とする実践の科学である。

看護活動の場においても、高度医療技術を支える病院や高齢者福祉の場、在宅医療、地域保健等広範囲となり、看護業務の複雑化・多様化、医療技術の高度化など看護職に高度な知識・技術が要求され、さらに人間の生活全般にかかわる総合的な能力を身につけた看護師でなければ、対応ができなくなってきている。

こうした社会の動きを受けて、看護専門教育も知識、技術両面にわたって関連する多くの学問領域の新しい発展に呼応してますます大きな発展を見ている。従来のような専門学校や短大等の定形型の職業教育では社会的要請に十分に応えることはできず、大学における看護専門職の基礎教育として明確な科学的な学問体系と理論、技術はいうにおよばず対象を人間そのものとしている以上、人間性に関連する幅広い分野についての基礎知識も学ぶことが必要となっている。

従って、看護専門職の先端教育を、看護系大学を通して制度化することが望まれている。ただ単に、職業教育によって知識・技術を修得しただけでは不十分で、前述した、科学としての医療技術の進歩発展および人間性の向上を社会的要請の新たなる深化と受けとめ、自らの知識・技術を常にブラッシュアップし続けていかなければならない。そのためにも、看護系大学を起点に、必要に応じてリカレント教育や情報発信を通じて、最新の技術や情報を人々が学べるようにすることも大きな意味を持っている。

また、国際化時代といわれて久しいが、国際化は看護の現場にも浸透してきている。さまざまな文化を有する人々が自由に往来しており、看護専門職として接する機会も増えている。これに応え看護の知識・技術を十分に発揮するためには、国際看護師協会が提案しているように、看護専門教育は大学レベルで行うことが望ましいとの考えを示し、各国とも積極的に取り組んでいることは周知のとおりである。

このことから、看護職に求められる能力は質的に高まり、人々の健康生活の質を高めることができる看護実践能力（人を人として尊重し、生命の尊厳性を大切にした看護の思考力と科学的根拠に基づいた問題解決能力等）や国際的視野で物事をとらえ判断する能力、地域におけるヘルスプロモーションを構築し、他職種との連携を図り活動できる看護職が求められている。今日、このような社会のニーズに応えることのできる人材の育成を図る必要がある。

日本保健医療大学は、こうした基本的な考え方に基づき、社会の求める看護専門職を育成するために建学されたものである。

２．日本保健医療大学の基本理念

（１）大学の理念

人間性の高揚と共存共栄の精神（共済精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会の実現に貢献する。

（２）保健医療学部の理念

建学の精神を基本理念とし、豊かな人間性を備え、高度な専門的知識と技術を持ち、保健医療の向上に貢献できる人材を育成する。

（３）看護学科の理念

建学の精神を基本理念とし、看護への社会的ニーズ、教育理念を包括した概念を基に、生命の尊厳性に基づき、人間性を高め、人間教育を中心として創造的で学際的・国際的視野に立って、倫理的・論理的な看護実践能力を育成し、看護学の発展・地域社会に貢献できる人材を育成する。

以上の理念を具現化すると

① 豊かな人間性の涵養と人間相互の共存共栄の目標に自らの行動選択が適切であるかどうか判断する、慈愛の心と倫理観ならびに責任感を深める。
② 看護専門職者として、科学技術に基づく正確な且つ高度な保健医療福祉の学問研究の知識と医療現場における臨床の知識・技術を修得する。
③ 地域社会に根ざしたヘルスケアを実施できる能力を養う。
④ 国際的視野から問題解決を考えることができる能力を養う。
⑤ 知的好奇心や幅広い視野と思考判断力の向上、学生個々の創造性・学習意欲を促進する。

以上の理念に基づき、看護専門職を育成する。

３．人材の育成（使命・目的）

日本保健医療大学は、基本理念に基づき、以下に掲げる特性を備えた看護専門職の育成を目指す。

（１）深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】

人間の健康には身体的側面のみならず、精神的、社会的側面などのすべてが含まれる。したがって、保健医療福祉に携わる者は、幅広い教養に根ざした豊かな人間性を備えることが重要である。そのためには、幅広い視野、および倫理観と慈愛の心を共に備えた高度な知性・感性を有する人材を育成する。

（２）高度な専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】

看護の現象を総合的に判断できる能力を養い、高度な専門的知識・技術を修得し、それぞれの分野において創造的な技術開発や知識体系を探究できる人材を育成すると共に、リーダーシップを発揮でき、且つ協調性を有する人材を育成する。

（３）グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】

保健医療・福祉の分野においても、グローバルスタンダードは確実に発展している。

今後は保健医療福祉に関する人材交流においてもグローバル化は必須である。

そのため、語学力の一層の向上と国際的感覚を養うためイギリス等の本場での語学研修を実施することによって、国際的に通用する専門的知識・技術を世界と共有できる能力を有する人材を育成する。

（４）協調性を有し地域社会を含む多様なニーズに貢献できる人材の育成【社会性】

高齢社会における全人的保健医療・福祉は病院等におけるケアだけでなく、在宅ケアや地域の保健福祉計画の推進も重要となり、地域社会における看護の役割も今後ますます重大となってくる。そのような社会にあって、看護とケアにおいて指導的役割を担うと共に、協調性と利他の精神をもって、病める人々に貢献できる人材を育成する。

４．大学の個性・特色

本学の目的は、本学の教育理念に基づき、幅広い教養と豊かな人間性・国際的視野を備え、高度の専門知識・技術を持って幅広く保健医療・福祉の場において活動できる専門職を育成することである。従って、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を掲げている4 つの人材育成像を実現するため教養教育と専門教育のバランスのとれた学修が重要である。

今日の保健医療現場では、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当るチーム医療が重要であることから、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

保健医療学部は、自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、人々が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で安心でき健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することとしている。

教育課程の特徴は、大学の理念に基づき、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を基軸に、看護・福祉を人間総合科学の一分野としてとらえ、①人間を総合的、多面的に理解する能力、②豊かな人間性の獲得、③国際的視野で物事をとらえ判断する能力、④人と人との関係性を形成保持するコミュニケーション能力、⑤保健・医療・福祉分野における情報収集と処理能力、⑥科学的思考能力、の育成を行う。また、そうした能力を地域社会の中で、実践的職業人として生かしていけるための応用力・実践力の育成を図ることを特徴としている。

看護学科は、病院や診療所等の臨床現場で即実践的に役立つ看護の知識と技術の修得はもちろんのこと、看護専門職としての社会的責任を果たすと同時に、国民が健康な生活を送ることができるように人間の生活を中心とした看護の考え方を基に看護援助方法を学び、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和、終末期ケアなどの場において広く活動できる有能な人材を育成する。

また、保健・医療・福祉は、ともに人々の健康や生活と深く関係する学問領域であり、看護学科においては、それぞれの目標に向かいつつ互いに切磋琢磨し、また他者、他職種を理解し協働・連携する学習体験を通して、さらに看護学の専門性を追求する学部教育を実践する。

要約すると、看護学科の特色は、幅広い教養と豊かな人間性を備え、専門的知識・技術を修得し、保健医療・福祉領域において活躍できる看護実践者の育成を目的とした教育環境とカリキュラムの提供である。

4 年間の学びにおける「理論―演習―実践―統合」のプロセスを経て、理論と実践の関連を基にした看護実践活動と将来さらに看護の専門性を追究していくとともに、保健医療福祉の担い手として他のチームメンバーと協力しながら変革していくことができるリーダーとしての看護専門職者の教育に取り組むことをめざしている。

教育実践に当たっては、学生の持っている特性を伸ばし、ユニーク性と心身をともに調和よく発展させ、思考力と判断力を高め、慈愛的・倫理的価値観を形成できるよう教育支

援を行う。

さらに、社会のニーズに応えるために、教育・研究・実践を通して看護学の発展に寄与できる人材の育成をする。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

戦後 70 年を迎え、この間にわが国は、高度経済成長、石油ショック、バブル経済の崩壊、アメリカ発の経済危機といったさまざまな社会経済情勢の変動を経験した。また、少子高齢化社会が急速に且つ確実に進行することが、今後予想される中、わが国の社会状況について多くの課題が存在している。

特に社会保障の分野では、介護、福祉、少子化対策、医療、雇用等の課題が山積しており、改めてこれらの課題の在り方を考える重要な時期にきている。

私たちが設立した「日本保健医療大学」は、このような社会情勢の下に今後将来を担う、医療分野の専門職、技術者、研究者、教育者の育成を目指しており、保健医療分野においては次の 3 つの目標を掲げて、平成 22(2010)年 4 月幸手市に開学した。

1. 高齢化社会における国民福祉および保健医療の充実に寄与する。
2. 特に看護学、リハビリテーション、医療心理学、医学分野等の充実に寄与する。
3. チーム医療のための保健医療専門職の養成と資質の向上に寄与する。

これらの目標を掲げ、これからの社会保障の課題の一端を担い、保健、医療の分野を中心に役割を果たして行きたいと願っている。

日本保健医療大学は、公私協力型として地域の健康づくり施策との関わりを持ちながら、地域ならびに社会の発展に貢献していく。

本学の主たる沿革は次のとおりである。

平成 21(2009)年 3 月	日本保健医療大学設置認可申請
平成 21(2009)年 10 月	日本保健医療大学設置認可
平成 21(2009)年 10 月	学校法人共済学園認可
平成 21(2009)年 11 月	学校法人共済学園設立
平成 22(2010)年 4 月	日本保健医療大学開学
	第 1 回入学式挙行
平成 26(2014)年 3 月	第 1 回学位授与式挙行
平成 27(2015)年 2 月	第 1 回看護白衣式挙行

2. 本学の現況

・大学名

日本保健医療大学

・所在地

埼玉県幸手市幸手 1961 番地 2 号

・学部構成

保健医療学部　看護学科

・学生数、教員数、職員数

平成 27(2015)年 5 月 1 日現在

学生数　（単位：人）

学部	学科	入学定員	収容人員	在籍者数				
				1 年	2 年	3 年	4 年	合計
保健医療	看護	100	400	108	112	123	116	459

教員数　（単位：人）

学部	学科	専任教員						兼任教員	合計
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計		
保健医療	看護	13	9	7	5	4	38	41	79

職員数　（単位：人）

専任職員		パート	派遣	合計
正職員	嘱託職員			
14	2	8	1	25

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

(1) 1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

(2) 1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的については、日本保健医療大学学則第 1 条に以下の文章で具体的で明確かつ簡潔な文章で規定している。

「本学の目的及び使命」

保健医療福祉分野の充実を図るため人間性の高揚と、共存共栄の精神（共済精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会の実現に貢献することを目的とする。

「本学保健医療学部の目的及び使命」

自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする。

またそれに基づく教育目的も学生便覧に以下の文章で具体的で明確かつ簡潔に規定している。

「本学の教育目標」

（1）深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】

人間の健康には身体的側面のみならず、精神的、社会的側面などのすべてが含まれる。したがって、保健医療福祉に携わる者は、幅広い教養に根ざした豊かな人間性を備えることが重要である。そのためには、幅広い視野、および倫理観と慈愛の心を共に備えた高度な知性・感性を有する人材を育成する。

（２）高度な専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】

看護の現象を総合的に判断できる能力を養い、高度な専門的知識・技術を修得し、それぞれの分野において創造的な技術開発や知識体系を探究できる人材を育成すると共に、リーダーシップを発揮でき、且つ協調性を有する人材を育成する。

（３）グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】

保健医療・福祉の分野においても、グローバルスタンダードは確実に発展している。

今後は保健医療福祉に関する人材交流においてもグローバル化は必須である。

そのため、語学力の一層の向上と国際的感覚を養うためイギリス等の本場での語学研修を実施することによって、国際的に通用する専門的知識・技術を世界と共有できる能力を有する人材を育成する。

（４）協調性を有し地域社会を含む多様なニーズに貢献できる人材の育成【社会性】

高齢社会における全人的保健医療・福祉は病院等におけるケアだけでなく、在宅ケアや地域の保健福祉計画の推進も重要となり、地域社会における看護の役割も今後ますます重大となってくる。そのような社会にあって、看護とケアにおいて指導的役割を担うと共に、協調性と利他の精神をもって、病める人々に貢献できる人材を育成する。

エビデンス集 資料編

【資料 1-1-1】 日本保健医療大学学則

【資料 1-1-2】 平成 27 年度日本保健医療大学学生便覧

(3) 1ー1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的と教育目的は、これまで以上に具体性と明確性に留意しつつ、大学内、大学説明資料（パンフレット）、学生募集要項等の印刷物、大学公式ホームページをはじめ、入学式、学位授与式（卒業式）、オープンキャンパス、公開講座等のあらゆる機会を通じて、その意味内容をわかりやすく伝達していく。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性
≪1－2 の視点≫
1-2-①　個性・特色の明示
1-2-②　法令への適合
1-2-③　変化への対応

(1) 1－2 の自己判定
基準項目 1－2 を満たしている。

(2) 1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
1-2-① 個性・特色の明示
日本保健医療大学の基本理念では以下のように個性・特色を述べている。
「人間性の高揚と共存共栄の精神（共済精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会の実現に貢献する。」
また、入学者受け入れの基本方針（アドミッションポリシー）でも以下のように述べている。
「日本保健医療大学は、人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚（人間性の復活から、人間性の高揚へ）と、共済主義、又は共済主義精神（共存共栄の精神）」を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる医療専門職を育成し、人類の平和と高度な人類文化の実現に貢献することを目標とする。」
このような理念の基で日本保健医療大学の学部、学科の個性・特色としては、本学の目的及び教育理念に基づき、幅広い教養と豊かな人間性・国際的視野を備え、高度の専門知識・技術を持って幅広く保健医療・福祉の場において活動できる専門職を育成することである。従って、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を掲げている 4 つの人材育成像（教育目標）を実現するために、教養教育と専門教育のバランスのとれた学修が重要であることが、本学の理念の個性であり、特色であることが明示されている。

1-2-② 法令への適合
本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）などの法令にも適合している。

教育基本法第 7 条は、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。」としている。また、学校教育法第 83 条では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、

社会の発展に寄与するものとする。」さらに、大学設置基準第 2 条では「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定している。

これらの法令の規定を受けて、日本保健医療大学学則第 1 条では

「第 1 条　今日の保健医療福祉の現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当る必要性が叫ばれており、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。学校法人共済学園が設置する日本保健医療大学（以下「本学」という。）は、このような社会の状況に鑑み、保健医療福祉分野の充実を図るため人間性の高揚と、共存共栄の精神（共済精神）、を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会の実現に貢献することを目的とする。

2 本学保健医療学部は、自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする。」

と定められているところから、本学学則第 1 条第 1 項で教育基本法第 7 条及び学校教育法第 83 条、本学学則第 1 条第 2 項で大学設置基準第 2 条の内容に合致しており、法令への適合性の要件を満たしている。

1-2-③ 変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的は、社会情勢等に対応し、必要に応じて見直しを行っていくべきものであるが、本学は開学が平成 22(2010)年と歴史も浅く、大きな見直しを必要とする時期・段階に至ってはいない。しかし、変化への対応については、常に留意している。

エビデンス集 資料編

【資料 1-2-1】 日本保健医療大学学則［再掲］

【資料 1-2-2】 平成 27 年度 日本保健医療大学学生便覧［再掲］

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の理念の個性・特色及びその明示については当面変更等の検討はないが、法令を含む社会情勢等の変化には対応していく。

1-2-② 法令への適合

大学の使命・目的及び教育目的は、現時点においては法令に適合したものとなっているが、関係法令の改正等が行われた場合には、速やか、かつ、適切に対応することとする。

1-2-③ 変化への対応

今後、社会情勢の変化等に対応し、使命・目的及び教育目的の見直しを図る必要が生じた場合には、その個性・特色が適切に明示されるように配慮する。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

≪1－3 の視点≫

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1－3 の自己判定

基準項目 1－3 を満たしている。

(2) 1－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、大学設置認可申請書に記載されたものである。大学設置認可申請書の作成にあたっては、大学設置準備会の会長、副会長、各委員がその中心となり設置構想をまとめたが、大学の使命・目的や教育目的についても関与・参画の上、策定されたものである。従って大学設置認可申請前に申請書の原案は準備会会議にはかられ、会長以下全委員の理解と支持を得た上で文部科学省へ提出されている。開学後は、日本保健医療大学基本方針として毎年度教職員に配布及び新任者への説明機会が設けられており、全教職員が大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努めており、支持されているものである。

1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、日本保健医療大学学則、学生便覧、日本保健医療大学案内、日本保健医療大学公式ホームページなどに明示されており、教職員だけではなく、学生、保護者、入学希望者、その他のステークホルダーにも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、学生便覧の冒頭に本学の理念・目的・教育目標を記載し、入学時のオリエンテーションを皮切りに、あらゆる機会を通じてその周知を図っている。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

大学の使命・目的及び教育目的は、本学が掲げる３つの方針に反映されている。

（ア）日本保健医療大学学位授与方針（ディプロマポリシー）

ディプロマポリシーにおいても、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて、学位授与の方針を定めている。本学の大学学則第 28 条では卒業のための要件を定めている。要約すると「本学に 4 年以上在学し、129 単位以上（平成 24(2012)年度以降入学者、必修科目を含む。）の単位を修得した者には、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。」と規定している。他方、卒業のための実質的要件としては、本学の定める教育目標を達成していることが必要となる。すなわち、本学の教育研究の理念・目的に基づいて、本学の教育課程を修了し、卒業認定を受けるためには、本学の使命・目的及び教育目的を反映させて、以下の文章を学生便覧等に明示している。

【日本保健医療大学学位授与方針（ディプロマポリシー）】
学部所定の期間在学し、大学の教育理念を身につけ、大学並びに学部の教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し、卒業試験に合格することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義科目のほか、学部の方針に応じて、演習や実習等の科目が含まれる。

（イ）日本保健医療大学　カリキュラムポリシー

カリキュラムポリシーにおいても、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて、本学の教育方針やカリキュラム特徴等に反映して以下の文章を学生便覧等に明示している。

【日本保健医療大学教育課程編成実施方針（カリキュラムポリシー）】
本看護学科の教育課程の編成にあたり、本学部の教育方針である幅広い視野と人格の陶冶、高度の専門的知識・技術を修得し、看護実践能力のある人材の育成を目標にカリキュラムを作成している。
看護学科のカリキュラムの特徴は、学修を段階的に積み上げ、螺旋的に繰り返し、内容を充実していく学習となっている。看護学の専門分野である「看護学専門科目」と看護学を支える科目として、「専門基礎系科目」を設定し、さらに、看護専門職に不可欠な人間理解につながる能力と広い視野を持つ判断力、人間性を培う科目として「基礎系科目」を設定している。
また、カリキュラムの中心に人間を置き、人々の健康生活の支援に関する知識・技術（「個人→集団」、「健康→健康障害・終末期」）に向かうように段階的に組み、学習者自身の人間的成長にもあわせた編成となっている

（ウ）入学者受け入れの基本方針（アドミッションポリシー）

アドミッションポリシーにおいても、本学の理念（使命・目的）及び教育目的に基づいて、本学が求める学生像を次の８項目に集約して、次の文章を募集要項等に明示している。

【日本保健医療大学入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）】

日本保健医療大学の理念と目標について
日本保健医療大学は、人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚（人間性の復活から、人間性の高揚へ）と、共存共栄の精神（共済主義、又は共済主義精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療の専門職を育成し、人類の平和と高度な人類文化の実現に貢献することを目標とする。

日本保健医療大学が求める学生像

1.日本保健医療大学の基本理念を充分に理解し、専門職業人として、「慈愛、正義、礼節、知識、誠実、及び、社会人としての責任態勢の確立に努力し」、また、「中庸を道とし、民族、宗教、思想に捉われることなく、自由と平等の立場並びに一地球人として、我が物を独りせず、他の物を欲せず、自他共存共栄の社会」の実現に強く貢献したいと考える人

2.これからの時代の健康、医療、福祉分野における科学技術の高度化、専門化、及び国際化に対応するための努力を継続できる人

3.幅広い教養と広い視野を備えた豊かな人間性を養うため、気品の泉源、智徳の模範たるべく、積極的に自らを磨いていける人

4.あらゆる人に対して自らの心を開き、協調性をもってコミュニケーションをとれる人

5.医療人としての使命のため、利他の精神をもって病める人々に貢献し、権利の主張より義務の全うに努力できる人

6.学業・社会貢献・技術・芸術・スポーツのいずれかの分野で優れた活動実績を有し、さらに日本保健医療大学での学びを活かして将来それぞれの分野で活躍したいという意欲を持つ人

7.今日迄周囲の人々に教え育てられた事に報いるため、卒業後は身に付けた学問を社会に還元し、将来、母国および国際社会における健康、医療、福祉分野に貢献したいという強い意志を持つ人

8.当大学は学問と健康な体作りを第一とするため、原則としてアルバイトを禁止している。但し、2 年次以降は学業成績良好であり目的がある場合は大学に申請の上、家庭教師等の職種によって短時間認めることがある。学費等を必要とする場合は奨学金を活用することを推奨する。（毎日、勉強が必要なため、海外の最高レベルの諸大学は皆同様な方針を採用している。）

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教員研究組織の構成は次のとおりとなっている。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、保健医療学部に入学定員 100 人とする看護学科を設けている。本学の看護学科では、看護師をはじめ、保健師等の養成を行っている。

高度の専門性を持って幅広く活動できる医療専門職を育成し、人類の平和と高度な文化の実現に貢献することを目標とする、看護師等の医療人の養成を機能的かつ効果的に教育するため、これに必要な適切な人数の教員及び設備を確保して、看護学各専門分野に適した演習設備や研究環境を整えた教育研究活動を展開している。

エビデンス集 資料編

【資料 1-3-1】 日本保健医療大学設置認可申請書

【資料 1-3-2】 学校法人共済学園準備会議事録（平成 21 年度）

【資料 1-3-3】 日本保健医療大学ホームページ
【資料 1-3-4】 日本保健医療大学学則［再掲］
【資料 1-3-5】 2015 年度 日本保健医療大学学生募集要項

(3) 1－3 の改善・向上方策（将来計画）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的については、役員には理事会・評議員会等を通じ、また教職員には FD 委員会主催の研修会等を通じ、一層の理解と支持が得られるよう、今後とも努力していく。

1-3-② 学内外への周知

在学生については、入学式やオリエンテーションのほか、通常の授業（講義・演習・実習等）や学生生活の中においても、その使命・目的及び教育目的について、その周知徹底を図っていく。

また学内外への周知については、日本保健医療大学ホームページや、学生募集要項・大学案内等の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベント等を通じて大学の情報を広く公開し、適切かつ正確な情報提供に努めていく。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の使命・目的及び教育目的の 3 つのポリシーへの反映については、常に大学の環境の変化に対応するため、使命・目的等の修正があった場合に反映を検討する。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織との整合性については、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、年齢構成の偏りの是正を図りつつ、教育研究の継続性を維持できる組織にしていくとともに、教員の質の向上に一層の努力をしていく。また、本学の使命・目的及び教育目的を理解し支持する、優れた若手教員の確保にも努める。

［基準１の自己評価］

基準項目 1-1～1-3 の自己判定を総合的に判断すれば、基準１を満たしている。

大学の使命・目的及び教育目的は、教育の理念とともに入学式や卒業式等の行事やオープンキャンパス等の事業において、学長等から伝達されてきており、また、日本保健医療大学の大学案内や学生便覧等の印刷物、日本保健医療大学ホームページにも掲載されている。

このことから大学の使命・目的及び教育目的は明確であり、かつ、役員、教職員をはじめとして、学内外への周知も図られていると評価できる。

大学の使命・目的及び教育目的が、実際のカリキュラムや学生生活とどのように結びついているかについては、不断の検証が必要となるが、教授会の下の教務委員会をはじめ、各種委員会活動を通じて、その議論を深めている。

基準 2. 学修と教授

2－1　学生の受入れ

≪2－1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

(2) 2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、「人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚（人間性の復活から、人間性の高揚へ）と、共存共栄の精神（共済主義、又は共済主義精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療の専門職を育成し、人類の平和と高度な人類文化の実現に貢献することを目標とする。」という理念・目標に基づいて、本学が求める学生像（アドミッションポリシー）を次のように定めている。

【日本保健医療大学が求める学生像】（再出）

1．日本保健医療大学の基本理念を充分に理解し、専門職業人として、「慈愛、正義、礼節、知識、誠実、及び、社会人としての責任態勢の確立に努力し」、また、「中庸を道とし、民族、宗教、思想に捉われることなく、自由と平等の立場並びに一地球人として、我が物を独りせず、他の物を欲せず、自他共存共栄の社会」の実現に強く貢献したいと考える人

2．これからの時代の健康、医療、福祉分野における科学技術の高度化、専門化、及び国際化に対応するための努力を継続できる人

3．幅広い教養と広い視野を備えた豊かな人間性を養うため、気品の泉源、智徳の模範たるべく、積極的に自らを磨いていける人

4．あらゆる人に対して自らの心を開き、協調性をもってコミュニケーションをとれる人

5．医療人としての使命のため、利他の精神をもって病める人々に貢献し、権利の主張より義務の全うに努力できる人

6．学業・社会貢献・技術・芸術・スポーツのいずれかの分野で優れた活動実績を有し、さらに日本保健医療大学での学びを活かして将来それぞれの分野で活躍したいという意欲を持つ人

7．今日迄周囲の人々に教え育てられた事に報いるため、卒業後は身に付けた学問を社会に還元し、将来、母国および国際社会における健康、医療、福祉分野に貢献したいという強い意志を持つ人

8．当大学は学問と健康な体作りを第一とするため、原則としてアルバイトを禁止している。但し、2 年次以降は学業成績良好であり目的がある場合は大学に申請の上、家庭教師等の職種によって短時間認めることがある。学費等を必要とする場合は奨学金を活用することを推奨する。（毎日、勉強が必要なため、海外の最高レベルの諸大学は皆同

様な方針を採用している。）

このアドミッションポリシーは、日本保健医療大学ホームページでの公開や本学学生募集要項への掲載を行っており、本学入学を希望する受験生やその保護者並びに高等学校進路指導担当教諭等多くの人に対して公開している。また、オープンキャンパスや進路説明会などにおいても、教育理念・目標に併せて説明を行い、アドミッションポリシーの周知に努めている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、アドミッションポリシーに基づき、以下の５類型の入学試験を実施している。すなわち、（ア）AO 方式入試（自己推薦入試）、（イ）高校推薦入試、（ウ）社会人、帰国生徒特別選抜試験、（エ）一般入試及び（オ）大学入試センター試験利用入試の５つである。また、入試区分によっては、5 期から 7 期に分けて入学試験を実施している。

このように入試区分を多様化し、受験機会を増加させて、アドミッションポリシーに沿った、多様で高い資質を持った学生を確保するよう努めている。

以下、上記の入試区分に従って、それぞれの選考方針について説明する。

（ア）AO 方式入試（自己推薦入試）

高校時代の成績や一回限りの入試では発見できない受験者の可能性や将来性を評価し、個々に個性や資質、意欲を見極めながら選抜する方式で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者または平成 27(2015)年 3 月卒業見込みの者等を出願資格として、本学での勉学を強く志望し、合格した場合には必ず入学することを確約できる者（専願者）を出願要件としている。選抜方法は、出願書類（志願理由書、調査書等）の内容、一般常識テスト（基礎学力検査）及び面接（１人 10 分程度）の結果を総合評価して、合格者を決定している。基礎学力検査では、「国語」、「英語」及び「数学」の 3 科目の基礎的な問題を出題している（試験時間 60 分）。なお、募集定員は（イ）高校推薦入試及び（ウ）社会人、帰国生徒特別選抜入試を含めて 50 人である。

（イ）高校推薦入試（推薦入試）

この推薦入試には、公募制と指定校制との２つがあるほか、多彩な学生を選抜するため、試験を 5 期に分けて実施している。出身校等学校長から推薦された当該高等学校又は、中等教育学校を卒業した者または見込みの者（公募制は平成 26(2014)年 3 月卒業者及び平成 27(2015)年 3 月卒業者予定者、指定校制は平成 27(2015) 年 3 月卒業者予定者に限る）等を出願資格として、本学での勉学を強く志望し、合格した場合には必ず入学することを確約できる者（専願者）であって、公募制は出願者の在学中の評定平均値を限定せず、指定校制における学校全体の評定平均値については高等学校ごとに個別に定められている数値を出願要件としている。選抜方法は（ア）AO 方式入試と同じである。募集定員は（ア）AO 方式入試及び（ウ）社会人、帰国生徒特別選抜入試を含めて 50 人である。

（ウ）社会人、帰国生徒特別選抜入試（社会人入試、帰国生徒入試）

高等学校又は中等教育学校等を卒業し 1 年以上の社会人としての経験を持つ者等または学校教育法施行規則第 150 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を出願資格とし、将来看護師等の資格を取得して社会貢献したい者のための入試区分である。入試時期については、AO 方式入試の期日にあわせて実施している。選考方法としては、やはり AO 方式入試と同じであり、募集定員は（ア）AO 方式入試及び（イ）高校推薦入試を含めて 50 人である。

（エ）一般入試

一般入試は、AO 入試、高校推薦入試及び社会人、帰国生徒特別選抜入試の実施後に、多彩な学生を選抜するため 7 期 9 回に分けて実施している。3 月後半の試験は本学創設時に、国公立大学受験に落ちた生徒を救済してほしいとの、高校より寄せられた要望に応えて実施している。出願資格については、当該高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者及び卒業した者等である。選抜方法は、出願書類（調査書等）の内容、学科試験及び面接（1 人 10 分程度）の結果を総合評価して合格者を決定している。このうち、学科試験については、「国語総合（古文・漢文を除く。)」、「英語Ⅰ・Ⅱ（リーディング・ライティング)」、「数学Ⅰ・数学A」、「生物基礎・生物」（生物基礎・生物は第 1～4 回試験のみ）から 1 科目（第 1 回、第 2 回及び第 5 回～第 9 回試験）あるいは 2 科目（第 3 回、第 4 回試験のみ 2 科目選択）を選択する方法によっている。試験時間は各 60 分で記述式である。募集定員は 7 期の合計で 40 人程度である。

（オ）大学入試センター試験利用入試（センター利用入試）-

出願資格は一般入試等と同様であるが、大学入試センター試験の成績を利用する入試区分である。選抜方法としては、出願書類（調査書等）の内容と大学入試センター試験の成績とを併せて、合格者を選考している。大学入試センター試験では、「国語（近代以降の文章)」、「数学（数学Ⅰ・A、数学Ⅱ・B)」、「理科（化学基礎と生物基礎、化学、生物)」、「外国語（英語；リスニングテストは合否判定に使用しない)」の 7 科目のうち高得点の 3 科目を合否判定に使用している。募集定員は 10 人程度としている。

各入試区分における合否判定については、入試委員会で選抜方法ごとに定められた試験結果（合否判定）の資料に基づき、総合的に評価して、合否判定の原案を作成し、審議検討して合否を決定している。合格発表は、入試区分ごとに合否結果を本人宛に郵送し、また本学のホームページでも合格者受験番号を掲示している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 26(2014)年度に実施した平成 27(2015)年度各入試区分別における募集定員及び入学者数は、次の表のとおりである。

平成 27(2015)年度入試区分別の募集定員と入学者数

（単位：人）

	一般	大学センター試験利用	高校推薦	AO 方式	その他（社会人、帰国生徒）	計
募集定員	40 (40)	10 (10)	50 (50)			100 (100)
入学者数	26 (44)	5 (5)	51 (48)	22 (18)	4 (1)	108 (116)
計との比率	24.1 (37.9)	4.6 (4.3)	47.2 (41.4)	20.4 (15.5)	3.7 (0.9)	100 (100)

注：（　）内は平成 26(2014)年度の結果。平成 25(2013)年度以前は省略。

平成 22(2010)年度は本学開学の年で、初めての入試で合格者動向（合格者の辞退の割合等）を十分には把握できず、その後平成 24(2012)年度まで受験者数が毎年増加したこともあり、予測の不慣れから、入学者数を定員に合わせることができなかったが、平成 26(2014)年度入試以降は改善し、平成 27(2015)年度は次表のように適正な入学数に近づいてきている。

過去 5 年間の入学選抜状況

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入学定員	100	100	100	100	100
志願者数	402	451	471	332	419
入学者数	129	129	129	116	108
定員比率（%）	1.29	1.29	1.29	1.16	1.08

エビデンス集　資料編・データ編

【資料 2-1-1】 日本保健医療大学ホームページ

【資料 2-1-2】 2015 年度 日本保健医療大学学生募集要項［再掲］

【資料 2-1-3】 日本保健医療大学入学者選抜規程

【資料 2-1-4】 日本保健医療大学志願者数、合格者数、入学者数の推移
（平成 23 年度から平成 27 年度まで）･･･データ編【表 2-1】参照

(3) 2－1 の改善・向上方策（将来計画）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

今後もアドミッションポリシーは、日本保健医療大学ホームページでの公開や本学学生募集要項への掲載、オープンキャンパスでの説明等、周知に努めていく。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学は平成 22(2010)年 4 月に開学して平成 25(2013)年度で完成年度を迎えたところである。次年度に向けて、入試委員会において、必要に応じ、改善してきている。

例えば、平成 27(2015)年度入試としては、3 月の時期では選抜入試（AO 入試及び社会人特別選抜入試等）よりも一般入試の方が受験しやすいと考え、3 月上旬及び下旬の選抜入試を一般入試へと変更し、また受験機会をなるべく増やしてあげるために、大学入試センター試験利用入試の増加（4 回から 6 回にするため 2 月 1 回及び 3 月 1 回の追加）も行った。

今後も入試区分別や募集定員等について検討し、改善を行っていく。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

現在も医療系人材の不足から看護系大学においても入学希望者は入学定員を上回っているが次第に減少しつつあり、平成 28(2016)年度の入試においても継続して、適正な数の入学者を確保するように努力していく。

2－2　教育課程及び教授方法

≪2－2 の視点≫

2-2-①　教育目的を考慮した教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

(2) 2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を考慮した教育課程編成方針の明確化

本学の基本理念に基づく看護学科の教育目的は以下のとおりである。

「看護学科の教育目的」

看護学科は、本学の教育理念を具体化するため、「看護実践能力」に必要な幅広い教養と人間尊重の理念、豊かな感性・国際的視野を備え、看護学の高度な知識と技術を学修し、保健医療福祉分野において看護実践でき、地域社会に貢献できる看護専門職の育成を目指す。

また、教育目的を実現するための方策として、以下の教育課程編成実施方針（カリキュラムポリシー）を掲げている。

「教育課程編成実施方針（カリキュラムポリシー）」

本看護学科の教育課程の編成にあたり、本学部の教育方針である幅広い視野と人格の陶冶、高度の専門的知識・技術を修得し、看護実践能力のある人材の育成を目標にカリキュラムを作成している。

看護学科のカリキュラムの特徴は、学修を段階的に積み上げ、螺旋的に繰り返し、内容を充実していく学習となっている。看護学の専門分野である「看護学専門科目」と看護学を支える科目として、「専門基礎系科目」を設定し、さらに、看護専門職に不可欠な人間理解につながる能力と広い視野を持つ判断力、人間性を培う科目として「基礎系科目」を設定している。

また、カリキュラムの中心に人間を置き、人々の健康生活の支援に関する知識・技術（「個人→集団」、「健康→健康障害・終末期」）に向かうように段階的に組み、学習者自身の人間的成長にもあわせた編成となっている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本大学は、基本理念に基づき、【人間性】【専門性】【国際性】【社会性】を備えた看護専門職の育成を目指している。

2-2-②－1　人間性・国際性を基幹とした基礎系科目

基礎系科目は、看護学専門科目の基礎知識とするとともに学習者自身の人間的成長の糧となる教養を深める学習である。基礎系科目の柱を人間性、国際性に対応するべく「外国語」と「人間と文化」に区分し内容を設定した。

（ア）「外国語」については、国際的視野を持った人材育成の目標を達成する科目として、「英語」、「朝鮮語」、「フランス語」を設定。

（イ）「人間と文化」については

1) 人間性の成長として、「人間論」、「生命倫理」、「心理学」、「教育学」、「サイコセラピーとカウンセリング」、「法学」、「囲碁の文化と思考力開発」等の科目を設定し、「国際保健学」、「国際文化論」は国際的視野を持つための内容である。
2) 看護学専門知識、技術の科学的根拠となるものとして、「生物」、「化学」、「物理」、「情報科学」を設定。
3) 社会性の目標達成として、「社会学」を設定。「基礎ゼミ」については、学生の自主性と学習への意欲の向上を促進させる意味で各教員の専門とするテーマを公開し学生の関心から選択学習を進め、その学習を通して思考過程、文献の読み方、書き方等を修得することをねらいとしている。基礎系科目は、学生が自由に関心ある科目を選択できるように選択科目の幅を広く設けている。

（ウ）「グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材育成」の目標を達成するために、以下のように設定している。

1) 日本及び他国の文化を知る

国際性を備え、コミュニケーションを図るためには、他国、相手のことだけではなく、自分の国、自分のことについても説明できる知識が必要である。

日本の文化や自分のことを知るための科目として、「人間論」（人間とは何かを考え、自己を見つめる）、「日本の思想」（優れた先人の思想を学ぶことによって、ものの見方や考え方を身につける）を設定している。

他国の文化を知るための科目として、「国際文化論」（海外、国内を問わず、様々な文化にまつわる諸相や現象を考える）、「国際保健学」（国際保健および国際医療協力の現状を学び、世界的な健康問題に関する理解を深める）、「外国語文献講読」（諸外国の看護理論、文化を学習する）を設定している。

また、「外国語」（英語、フランス語、朝鮮語）の授業においても、単に語学力の習得ということだけではなく、語学の勉強を通して、その国の文化の理解を深めることを目的としている。

＜必修科目＞英語Ⅰ（読解力・表現力・文法）、英語Ⅱ（会話）、英語Ⅲ（応用）、英語Ⅳ（医療英語）

＜選択必修＞人間論、日本の思想（2 科目のうち 1 科目以上履修）国際文化論、国際保健学　（2 科目のうち 1 科目以上履修）

＜選択科目＞フランス語、朝鮮語、外国語文献講読（「看護学専門科目」）

2) 国際情勢や諸問題（世界の保健医療問題、国際人道支援の活動状況、開発途上国の課題等）、国際的な最新看護情報の理解

交通手段やITが発達した現代において、世界との距離が縮まり、世界でどのような問題が起こっているのかを把握することは非常に重要であり、また、看護情報や看護におけるトピックについても、常に最新の知識が必要である。

国際情勢や諸問題（世界の保健医療問題、国際人道支援の活動状況、開発途上国の課題等）、国際的な最新看護情報の理解を深める科目として、「英語Ⅳ（医療英語）」、「外国語文献講読」、「国際文化論」、「国際保健学」を設定しており、また、「情報科学」において、インターネットや論文検索データベース等の検索の仕方を学習し、それらを活用することにより、海外、国内を問わず、必要な情報を収集する能力を身につける。

＜必修科目＞英語Ⅳ（医療英語）、情報科学

＜選択必修＞国際文化論、国際保健学（2科目のうち1科目以上履修）

＜選択科目＞外国語文献講読（「看護学専門科目」）

3) コミュニケーション能力の向上

英語は英語圏の人々とのコミュニケーションを図るためだけではなく、英語圏以外の人々とのコミュニケーションの手段としても有効であり、国際性を備えるための基盤となっている。

また、文化、価値観の異なる外国の人々とのコミュニケーション能力は、海外では言うまでもなく、今や日本においても、医療に携わる人間にとって欠くことのできない能力となっている。

「外国語」（英語、フランス語、朝鮮語）の授業においては、単に語学力の習得ということだけではなく、語学の学習を通して、コミュニケーション能力を高めるということを目的としており、教員から学生への一方通行ではなく、お互い（教員と学生、あるいは、学生と学生）のやり取りや学生からの発言を促し、学生が積極的に参加する授業を行う。

＜必修科目＞英語Ⅰ（読解力・表現力・文法）英語Ⅱ（会話）、英語Ⅲ（応用）英語Ⅳ（医療英語）

＜選択科目＞基礎ゼミ、フランス語、朝鮮語

4) 文化・語学留学の奨励

我が国の国際協力においては、まだまだ十分に活動がなされているとは言い難く、特に保健、看護の分野においては、今後、ますます国際協力が期待される。そのため、本学では語学力の一層の向上と国際的感覚を養うため、イギリスでの文化・語学留学を奨励し、国際的に通用する専門的知識、技術を世界と共有できる能力を有する人材を育成する。文化・語学留学を希望する学生は誰でも可能とし、人数制限は行わない。費用について、基本は学生負担とするが、大学から補助金を支給し、当大学から派遣する全学生が、一定率以上のイギリスでの授業料割引の適用を受けている。

2-2-②－２　看護学の専門分野と看護学を支える看護学専門科目及び専門基礎系科目

本学の基本理念に基づき、看護専門職の育成を目指し、専門基礎系科目及び看護学専門科目の内容を設定した。

（ア）専門基礎分野科目

専門基礎系科目は、【健康と社会】を枠組みに、人間を理解する基礎知識として、「人体の構造・機能」、「病態治療学」、「薬理学」、「微生物学」、「栄養学」等人間の健康に関する知識・技術と人間自身を理解する科目を設定した。看護学専門科目を支える知識としては、人間の生活に関する科目「保健福祉行政論」、「精神保健」、「リハビリテーション概論」、「社会福祉学」、「保健統計学」等を設定した。人間の健康生活と文化について学習を深めることができるよう系統的に構成し、広く健康・人々の生活の場が理解できる科目を設定した。

（イ）看護学専門科目

看護学専門科目は、【看護学の基本】、【看護学方法論】、【看護の実践】、【看護学の統合と実践】の 4 つを柱とし、理論から実践、実践から統合へと各看護学を系統的に組み立てた。

1)　看護学の基本

看護学の基盤となる知識、技術を中心とし看護実践展開の基本的な考え方等を学習する。

科目としては「看護学概論」、「生涯発達看護論」、「看護倫理」、「看護技術演習Ⅰ（生活の援助）」、「看護技術演習Ⅱ（診療の援助技術）」、「ヘルスアセスメント」、「コミュニケーション論」、「看護過程展開方法論」、「看護実践基礎論」の 9 科目を設定した。

2)　看護学方法論

看学方法論では、対象の成長、発達段階、健康の状態に応じた臨床看護の実践能力を育成することを目的とする。

設定科目としては、「成人看護学概論」、「成人看護方法論Ⅰ（急性期援助論）」、「成人看護方法論Ⅱ（慢性期援助論）」、「老年看護学概論」、「老年看護方法論」、「精神看護学概論」、「精神看護方法論」、「母性看護学概論」、「母性保健」、「母性看護方法論」、「小児看護学概論」、「小児看護方法論」、「小児保健」、「看護倫理」、「生涯発達看護論」、「地域看護学概論」、「地域看護システム論」、「地域看護方法論Ⅰ（健康教育含）」、「地域看護方法論Ⅱ（地域看護活動論）」、「家族看護論」、「産業保健論」、「学校保健論」、「在宅看護論」とした。

3)　看護の実践

看護の実践の特色は、既習の知識、技術を駆使して、学生自身が自主的に学習し、対象者との関わりを通して成長することにある。既習の知識と技術を応用、展開し看護の実践を行い、さまざまな看護場面における対人関係能力、判断能力、看護実践能力、問題解決能力を養うとともに、看護専門職に必要な人間愛、倫理観に基づく人間尊重の態度と自己の成長を育むことを目的に、1 年次から 4 年次に、さまざまな場所で、ライフステージや健康レベルの違う生活者を対象に以下の臨地実習を

展開している。

平成 26(2014)年度 臨地実習の概要

学年	実習科目	単位	実習場所
1 年次後期	基礎看護学実習Ⅰ	1	病院
2 年次前期	基礎看護学実習Ⅱ	2	病院
3 年次後期 ～ 4 年次前期	成人看護学実習	6	病院
	老年看護実習	4	老人保健施設、病院
	小児看護学実習	2	保育園、病院
	母性看護学実習	2	病院
	精神看護学実習	2	病院
	地域看護学実習	4	保健所、市町村保健センター
	在宅看護論実習	2	訪問看護施設

4) 看護学の統合と実践

これまでに学習した内容をさらに深め統合する意味で、教育、研究、実践を統合的に考え、実践を通して理論化し看護学の理解を深めることを目的とする。科目の構成は「看護教育学」、「看護管理学」、「医療安全管理学」、「看護実践統合演習」、「看護研究」、「看護行政論」、「緩和ケア論」、「災害看護（救命救急含）」の必修科目の他、選択科目として「外国語文献講読」を設定する。

「看護研究」は、「看護実践統合演習」と「課題別実習」を連携したカリキュラムであり、自ら体験した看護実践の中から見出した課題をテーマとして、看護の現象を追求し、研究のプロセス、また卒業後臨床現場に活用できる実践能力を身に付けさせる。そして、教育課程の方針として、理想的な看護実践能力を持った専門職者を育成するため、理論と実践の関連を中心に思考し、臨床看護実践能力、専門性を深めていくことのできる人材育成を最大の課題として、そのための教育体系を考え推進する。

「看護管理学」では、臨床及び地域における看護サービスの提供方法、看護の質保証、リスクマネージメントの理論と実践方法やリーダーシップのあり方などについて学習する。また、医療における安全管理についての学習を深める。

エビデンス集　資料編

【資料 2-2-1】日本保健医療大学学則　[再掲]
【資料 2-2-2】平成 27 年度 日本保健医療大学学生便覧　[再掲]
【資料 2-2-3】平成 27 年度 講義要綱・シラバス

(3) 2－2 の改善・向上方策（将来計画）

2-2-① 教育目的を考慮した教育課程編成方針の明確化

教育課程（カリキュラム）の編成については、平成 24(2012)年 4 月から保健師、助産師の教育課程の改正に伴い、看護師課程の学科目も整理した科目編成を教務委員会及び実習運営部会を中心に検討を始め、以後次年度に向けて検討を継続中である。また、教育課程（カリキュラム）の編成や時間割の進度も教務委員会を中心に教育目的、目標に合わせ、学生の理解をより深めるように、授業評価アンケートや卒業後の達成度などを通して、実施するように検討を開始し、また次年度のシラバス内容の充実も各教員に指導しすすめている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

教授方法の工夫、改善については、年度ごとに作成、制定する日本保健医療大学基本方針（教員用）に基づいて、各教員が必要に応じて、授業ごとに学生の反応を確かめながら、その都度教授方法の工夫、改善を行う取り組みを検討している。また、FD 講演会や授業評価アンケートを通して、その都度レベルアップを図るよう継続して努力をしていく。

さらに教員個々の取り組みに終わらせないように、教授方法の工夫、改善を組織的に整備し、運営できるよう、これから FD 委員会と教務委員会を中心に検討を行っていく。

2－3　学修及び授業の支援

≪2－3 の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

(2) 2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学生への学修及び授業の支援に関しては、教務委員会及び学生委員会並びに担任制度、オフィスアワー制度を中心に、教員と職員が協働して、全学的に取り組んでいる。

以下に、具体的な学修及び授業の支援について、説明する。

（ア）授業計画（講義要綱・シラバス）の充実

講義要綱・シラバスについては、平成 22(2010)年度開学時より教務委員会を中心に毎年掲載内容の見直しを行ってきており、平成 27(2015)年度講義要綱・シラバスでは、各科目に「授業の目的と目標、授業の到達目標、特に関連する科目、授業の具体的な進め方、授業計画、成績評価方法・基準、授業外における学習（予習・復習）、教科書・参考文献等、連絡先・オフィスアワー」を掲載している。なお、授業計画では、学生が自己学習し易いように授業概要が理解できる詳細な内容を記述するよう心掛けている。

（イ）オリエンテーションの実施

1) 新入生オリエンテーションについては大学生活への円滑な移行を支援するため、教員と職員が協働して、入学式後 3 日間、新入生オリエンテーションを実施している。新入生オリエンテーションでは、学生生活全般、図書館、情報処理室などの学習支援施設、大学の授業の仕組み、履修登録などの学修に関わる基本事項、また、健康管理（健康診断、予防接種を含む。）、生活安全などに関わる諸事項など、学修及び学生生活に必要となる情報を提供している。

　また、このオリエンテーション時に担任制度の学生グループ担当となる教員（以下「担任教員」という。）を発表すると同時に、担任教員とその指導等を受ける学生グループとのミーティングを実施し、担任教員が学修上、生活上の相談窓口となることを学生に説明している（なお、担任教員による学修支援の内容については後述（ウ）のとおり）。

2) 在学生に対しては、教員と職員が協働して、各学年開始時にオリエンテーションを実施し、履修登録や学生生活などについて説明している。また、在学生に対しても、そのオリエンテーション時に教員とのミーティングを実施している。

3) 1、2、3、4 年次生に係る各臨地実習については、学年ごとに教務委員会の下部組織の実習運営部会が中心に初回オリエンテーションで説明している。また、実習科目別に実習開始 2、3 ヶ月前から「臨地実習要項」を使用し、詳細かつ、きめ細かいオ

リエンテーションを行っている。その他、必要場合は実習科目ごとにガイダンスを行っている。

（ウ）担任教員による学修支援

担任教員は、随時、学生生活に係る支援のほか、以下の学修支援を行っている。

- 授業科目の履修登録に関する相談、助言
- 履修状況に関する指導、助言
- 資格取得に関する指導、助言
- 進路、就職に関する相談
- 心身の障害をもつ学生に対する修学上の支援
- 休学、復学、退学の相談
- その他学修に関すること

（エ）学生への学力向上への支援

平成 27(2015)年度の実施に向けて、学生の学習への動機づけ、基礎知識の向上、学生間の連帯感、仲間づくり、コミュニケーション能力の向上を目的とした導入教育を１年次生に対して行っている。

また、定期試験等で成績不良と判断された学生に対し補習（補充）授業を実施している。

（オ）休学者、退学者への指導

休学者、退学者については、必ず届出を提出する前に、担任教員又は学科長と、学生及びその保護者が個別面談を行い、状況の確認及びその後の進路予定の確認を行っている。

（カ）オフィスアワー制度について

オフィスアワーについては、各教員の都合のよい曜日及び時間を講義要綱・シラバスに掲示する方法で、学生に周知徹底を図っている。しかし、専任教員も臨地実習指導で学外に出ていることが多いので、掲示した曜日、時間以外の日時に随時学生に対応している実情にある。このような弾力的かつ柔軟な対応により、学生への学修及び授業の支援が図られている。

エビデンス集　資料編

【資料 2-3-1】 平成 27 年度 講義要綱・シラバス [再掲]

【資料 2-3-2】 平成 27 年度 日本保健医療大学学生便覧 [再掲]

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学生への学修及び授業の支援に関しては、今後も教務委員会を中心に、教員と職員が協働して、全学的に取り組んでいく。平成 25(2013)年度以降の改善取り組みを示すと、講義要綱・シラバスの充実がある。つまり平成 26(2014)年度シラバスでは、各科目に「授業の目的等、授業の概要、到達目標等、授業の計画等、成績評価の方法、連絡先、オフィスアワー」及び「教科書、参考文献等」に加え、「授業外における学習（予習、復習）等」を掲載し、より学生が自己学習し易いように詳細な内容を記述するよう強化している。今後も必要に応じて改善、向上を図っていく。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

≪2－4 の視点≫

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

(2) 2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

本学の単位認定、進級及び卒業・修了認定については、日本保健医療大学学則（以下「学則」という）及び日本保健医療大学履修規程（以下「履修規程」という）に則り、適正に運用している。

（ア）単位認定については、学則第 26 条に「授業科目履修の認定は、別に定める試験その他の方法によって行い、これに合格した者には、単位を与える。」と規定しており、試験は定期試験、追試験、再試験の 3 種類となっている。

定期試験は、履修規程 第 6 条に

「第 6 条　原則として各試験科目の授業時間数の 3 分の 2(看護学実習等については 5 分の 4）以上出席しなければ、受験することはできない。

2 前項に定める時間数に満たない者は、当該科目の担当教員または学科長または学長が成業の見込みがあると認めた場合に限り受験することができる。」とある。

また追試験は、履修規程 第 7 条に「病気その他やむを得ない理由により、定期試験、再試験を受けることができなかった者に対して行うことができる。」とある。

さらに再試験は第 8 条 に「定期試験又は追試験に不合格となった者に対しては、担当教員、学科長、学長 3 人合議の上、教育上必要があると認める場合は、適当な期間をあけ、担当教員は試験範囲を教科書等で示してその範囲から出題し、再試験等を受験させることができる。」となっている。

成績評価については、履修規程 第 9 条によると

「第 9 条　試験等の成績の評価は、100 点を満点とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100~90 点	89~80 点	79~70 点	69~60 点	60 点未満
定期試験評価	S	A	B	C	D
追試験評価	S	A	B	C	D
再試験評価	C	C	C	C	D
判　　定	合格	合格	合格	合格	不合格

2　2 人以上の教員により授業が分担される科目については、当該教員の合議により、成績の評価を行う」

となっている。

（イ）進級については、履修規程第 11 条において「学長は、各学年において履修する必修科目及び選択科目の単位を修得できなかった者で補うことが客観的に不可能と思われ、やむをえない場合は、次学年又は次の段階へ進めさせない場合がある。特にこの判定は 3 年前期後の実習開始前に行う。即ち、必修科目の中には前提条件を満たさないと履修できない科目があり、履修前提条件を満たさない場合、学年は上がっても実質的な留年となり 4 年間で卒業要件を満たすことが出来なくなる。そのため、該当する学年に設定された必修科目を必ず履修し、単位を修得すること。不合格となった必修科目については、必修前提条件を考慮して、再履修すること。」となっている。

（ウ）卒業認定においては、学則第 28 条に規定している。すなわち、
「本大学第 25 条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、次に定める単位数を修得し、卒業試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

平成 22 年度、23 年度入学生

学　　部	学　　科	修業年限	卒業に必要な単位数
保健医療学部	看 護 学 科	4　年	128 単位以上

平成 24 年度以降入学生

学　　部	学　　科	修業年限	卒業に必要な単位数
保健医療学部	看 護 学 科	4　年	129 単位以上

2　前項に規定する単位数には、別表に定める科目の単位数を含まなければならない。
3　学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。」

となり、また卒業に必要な修得単位数の内容は、「平成 27 年度 学生便覧」25 頁に明示しており、次表（128 単位以上、平成 22、23 年度入学生適用）及び次々表（129 単位以上、平成 24 年度以降入学生適用）となる。

なお、平成 26(2014) 年度の卒業認定は本規定とおり実行され、3 月に学位授与式（卒業式）が挙行され 117 人に学位（学位記）が授与された。

卒業に必要な修得単位数 128 単位以上の内容（平成 22、23 年度入学生適用）

区　　分		科目数・単位数		卒業要件
基礎系科目	外国語	6 科目	11 単位	必修 18 単位以上 内選択必修　4 単位以上 ・「人間論」/「日本の思想」から選択 ・「経営学」/「法学」/「教育学」から選択 ・「生物」/「化学」から選択 ・「国際保健学」/「国際文化論」から選択
	人間と文化	16 科目	21 単位	
専門基礎系科目	健康と社会	17 科目	25 単位	必修 23 単位以上
看護学専門科目	看護学の基本	9 科目	15 単位	必修 87 単位以上
	看護方法論	21 科目	35 単位	
	看護の実践	9 科目	23 単位	
	看護学の統合と演習	10 科目	15 単位	
合　　計		88 科目	145 単位	128 単位以上

卒業に必要な修得単位数 129 単位以上の内容（平成 24 年度以降入学生適用）

区　　分		科目数・単位数		卒業要件
基礎系科目	外国語	6 科目	9 単位	必修 19 単位以上 内選択必修　2 単位以上 ・「人間論」/「日本の思想」から選択 ・「国際保健学」/「国際文化論」から選択
	人間と文化	16 科目	21 単位	
専門基礎系科目	健康と社会	20 科目	29 単位	必修 26 単位以上
看護学専門科目	看護学の基本	9 科目	15 単位	必修 84 単位以上
	看護方法論	21 科目	38 単位	
	看護の実践	9 科目	26 単位	
	看護学の統合と演習	10 科目	15 単位	
合　　計		92 科目	154 単位	129 単位以上

エビデンス集　資料編

【資料 2-4-1】　日本保健医療大学学則　[再掲]

【資料 2-4-2】　日本保健医療大学履修規程

【資料 2-4-3】　平成 27 年度 日本保健医療大学学生便覧　[再掲]

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

本学は、平成 27(2015)年 4 月現在、新教育課程（カリキュラム）を実施している。教育課程（カリキュラム）に合わせて保健師及び看護師の教育課程（カリキュラム）改正に伴う変更を行ったが、今後も、将来の看護師の社会の期待度及び医療の進歩に伴い、また、卒業生の卒業後の状況を見極めた上で、その教育課程（カリキュラム）の検討を組織的に取り組んでいく。

2－5　キャリアガイダンス

≪2－5 の視点≫

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

(2) 2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本大学は、【人間性】【専門性】【国際性】【社会性】を備えた、看護専門職の育成を目指す基本理念に基づき、4 年間の学修で、社会の動向に即応した看護師、保健師を育成することを目指している。学生は卒業後、看護職、保健師として就職することを希望しており、1 年次から 4 年次まで教育課程内外のキャリア教育を受講している。

教育課程内の授業科目の多くがキャリア教育の目的も持っているが、その中でも臨地実習は、直接実習施設の職員と接し、指導を受けることによって、看護職としての社会的、職業的自立に深く関わっている。学年ごとの実習科目と実習施設は次表のとおりである。

平成 26(2014)年度 臨地実習の概要（再掲）

学年	実習科目	単位	実習場所
1 年次後期	基礎看護学実習Ⅰ	1	病院
2 年次前期	基礎看護学実習Ⅱ	2	病院
3 年次後期 ～ 4 年次前期	成人看護学実習	6	病院
	老年看護実習	4	老人保健施設、病院
	小児看護学実習	2	保育園、病院
	母性看護学実習	2	病院
	精神看護学実習	2	病院
	地域看護学実習	4	保健所、市町村保健センター
	在宅看護論実習	2	訪問看護施設

上記の臨地実習においては、実習施設の指導者の協力を得て、本学教員が責任をもって指導している。

また、本学は卒業と同時に、全員が看護師国家試験と保健師国家試験（平成 23(2011)年度以前の入学者。平成 24(2012)年度以降の入学者は選択で定員の 25%）の受験資格を得る。このため、卒業時に 2 つの国家試験を受験することになり、またこれらの試験を合格できないと、就職にも影響がでることになる。このため、本学では主として 4 年次生を対象に、年間を通じて国家試験対策の特別講義や模擬試験を行い、卒業生全員が国家試験に合格できるよう支援している。

就職、進学については、本学就職支援室で、学生の就職や進学など将来の進路選択、社会的、職業的自立を支援、指導している。就職支援室は 1 階に設置され、常に開放し求人情報の閲覧やパソコンでの検索など学生が自由に活用できるよう資料や機材を整備し、学生の就職支援に供している。

また、就職支援室は、事務局職員の担当者が教職員の協力を得て、次表のキャリアガイダンスとしての目的も持つ病院説明会を行っている。

項目	対象	内容
病院説明会	全学年	日時：6 月（6 月 25 日（水）、26 日（木）10：30～14：00） 参加病院：延べ 48 病院　22～26 病院（各日）32 病院参加 形態：ブースごとの個人相談 参加数：4 年次生 14 人、3 年次生 0 人、2 年次生 28 人、 1 年次生 62 人

進路指導担当では 4 年次生の進路調査を随時行い、採用についての内定状況を把握した。その結果、3 月の卒業前には就職希望者 113 名の内定が確認できた。

平成 26(2014)年度 就職状況

（単位：人）

卒業者数	就職希望者	医療機関等	その他の就職先	未就業
117 （109）	113 （107）	113 （105）	0 （2）	4 （2）

（　）は平成 25(2013)年度の実績

エビデンス集　資料編

【資料 2-5-1】 平成 26 年度　臨地実習の病院、施設一覧表

【資料 2-5-2】 進路相談会の実施要領（開催通知等）

(3) 2－5 の改善・向上方策（将来計画）

さらに、国家試験対策委員会を立ち上げ、国家試験対策授業等を充実させることに加え、就職内定に向けて、就職支援室などの個別対応などを進めていく。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

(2) 2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学の教育目標として、国家資格に基づく保健医療専門職の養成を掲げていることから、専門的知識の獲得という教育目的の達成状況として国家試験の合格状況や看護系就職先の評価が重要であるため、国家試験対策や医療関係就職は全学的な取り組みとしている。

平成 25(2013)年度に初めて第 1 期生を卒業生として社会に輩出し、今年度は 2 期生の卒業・就職を果たしたところであるが、看護師、保健師の合格状況は、次のとおりであり、また卒業生全員の就職先等の結果は、前項 2－5 の表のとおりである。

保健師合格率は向上したが、看護師合格率等は概ね目標を未達成で、一定の評価を得ているものの改善が必要と考える。ただし、朝日新聞出版の大学ランキング 2016 年版によると、本学は全国の看護学科系大学で看護師国家試験合格者数 49 位と記されている。

平成 26(2014)年度 看護師・保健師国家試験の結果　（単位：人）

	志願者数		受験者数		合格者数		合格率	
看護師試験	新卒	既卒	新卒	既卒	新卒	既卒	新卒	既卒
	117 (109)	14 (－)	117 (109)	13 (－)	93 (95)	4 (－)	79.5% (87.2%)	30.8% (－)
	志願者数		受験者数		合格者数		合格率	
保健師試験	新卒	既卒	新卒	既卒	新卒	既卒	新卒	既卒
	115 (102)	15 (－)	114 (101)	15 (－)	107 (52)	15 (－)	93.9% (51.5%)	100% (－)

（　）は平成 25(2013)年度の実績

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学は開学当初の平成 22(2010) 年度前期から、各学期末の最終授業後に、アンケート方式により、学生からの各講義の授業評価（授業評価項目、自己評価項目、自由記述項目による構成）を実施してきている。平成 23(2011)年度までは授業の評価のみ質問してきたが、平成 24(2012) 年度には、授業は教員と学生との相互作用であるとの観点からこれを見直し、授業の学習効果を上げるためには学生の学習状況の正確な把握が不可欠との見地から、講義の出席状況、授業集中状況、その事前学習及び事後学習の自己評価を質問項目

に加えることとした。

また、各教員が担当した講義に係る授業評価の集計個別表及び評価アンケートの自由記述に係る対応については、授業の担当教員が改善工夫を行うことで活用している。

平成 26(2014)年度 授業評価アンケートの結果
（良いと評価している結果　：単位 %）

回答分類／年次	全くそうである（質問のとおり）	時々そうである（時々質問のとおり）	授業を評価している割合(合計)
1 年次生	61.1	17.7	78.8
2 年次生	58.9	23.8	82.7
3 年次生	56.1	23.8	79.9
全体	58.7	21.8	80.5

平成 26(2014)年度授業評価アンケートの結果の続き
（良くない、わからないと評価している結果　：単位 %）

回答分類／年次	全くそうでない（質問のとおりでない）	時々そうでない（時々質問のとおりでない）	授業を評価していない割合(合計)	どちらともいえない
1 年次生	3.1	2.8	5.9	15.3
2 年次生	1.9	2.8	4.7	12.5
3 年次生	2.0	4.1	6.1	14.1
全体	2.3	3.2	5.6	14.0

エビデンス集　資料編、データ編

【資料 2-6-1】 日本保健医療大学授業評価結果（平成 26 年度）

【資料 2-6-2】 アンケート調査表のフォーマット

(3) 2－6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況についての評価として用いている、国家資格の取得状況で、平成 26(2014)年度の看護師合格率が低下したことに対応して、学長自ら委員長として国家試験対策委員会を立ち上げており、教職員が総力を挙げて 4 年次生及び既卒者に対して補講・模試などを開始した。今後国家試験の合格率等の向上のために、該当者の授業理解度に合

わせた、きめ細かい指導を行っていく。

また、教育目的の達成状況については、より客観的なデータに基づいて点検評価していく必要があると考えており、第 1 期生就職の適切な期間経過後に、その達成状況を調査し、調査結果が評価できる時点でフィードバックする仕組み等を検討していきたい。

さらに、現状の授業評価アンケートによる改善は、必要に応じて担当教員への返却のみとしているが、今後 FD 委員会等において、評価結果を学内で共有し、教育力の向上に資する仕組み作りも検討していく。

2－7　学生サービス

≪2－7 の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2－7 の自己判定

基準項目 2－7 を満たしている。

(2) 2－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①学生生活の安定のための支援

（ア）クラス担任による支援

学生生活の安定のための支援として、本学では、平成 22(2010)年度よりアドバイザリー制度を、平成 26(2014)年度よりは担任制度を設けている。

その制度にはクラス担任と呼ばれる、グループ担当教員をおいている。学生をグループに分け、専任教員がそれらのグループを担当している。担任の教員は学生のアドバイザーとして、学習上の助言にとどまらず、生活上の個人的な問題・悩みなどについても相談に応じている。

担任教員は原則として、1 学年を 2 クラスに分け、その 1 クラスを 2 人の担当教員で次表の項目について相談・助言を行い、学生を支援している。

担任教員の役割（相談、助言の項目）

項目	内容
修学に関すること	・ 授業科目の履修登録に関する相談、助言 ・ 履修状況に関する指導、助言 ・ 心身に障害を持つ学生に対する修学上の支援 ・ 休学、復学、退学の相談 ・ その他修学に関すること
学生生活に関すること	・ 日常生活に関する相談、助言 ・ その他学生生活に関すること
進路、就職に関すること	・ 進路、就職に関する相談、助言
心身の健康に関すること	・ 心身の健康に関する相談、指導、助言
その他	・ 資格取得に関する指導、助言 ・ 人権侵害、ハラスメントに関すること

（イ）オフィスアワーによる支援

全教員は、週に一度「オフィスアワー」という学生のための時間帯を設けている。この

時間には、教員は研究室で学生の質問や個人的な指導、相談にあたることになっており、担任教員のみならず、授業を受けている教員、あるいは受けていない教員でも気軽に訪れて、個人的な指導を受けたり、相談をもちかけたり出来るようにしている。

（ウ）学習指導教員・Student Life 委員による支援

授業の履修や進級などの学習面での相談・指導は「学習指導教員」や担任が担当し、学生生活、課外活動などは「Student Life 委員」が担当している。

（エ）健康相談等の支援

また、医務室（保健室）は１階に置かれており、応急処置に必要な医薬品等を常備している。平成 26(2014)年度には 6 名が利用している。

さらに、校医（学校医）をおいているほか、緊急なる傷病の発生に対応できるよう、近隣の病院との間で、連携を密接に取ってきている。

（オ）奨学金等による支援

奨学金など学生に対する経済的支援、学生の課外活動への支援については、事務局に担当の職員を置き、適切に実施している。

奨学金の受給状況は次表のとおりである。

（単位：人）

奨学金の種類	大学紹介奨学金	日本学生支援機構	
		1 種	2 種
平成 27 年度	156	32	108

また本学と提携している奨学金制度がある病院は次表のとおりである。

病院名	所在地
上尾中央医科グループ協議会	埼玉県上尾市
茨城西南医療センター病院	茨城県猿島郡境町
牛久愛和総合病院	茨城県牛久市
埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市
羽生総合病院	埼玉県羽生市
東埼玉総合病院 （社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス）	埼玉県幸手市
イムス（板橋中央総合病院）グループ	東京都板橋区
慶和病院	埼玉県越谷市

（カ）学生の課外活動等への支援

本学における学生の団体活動（サークル活動）は、大学の教育活動の一環として位置づけており、学生の自由な選択と主体的、自主的な判断により、団体活動に参加している。この団体への参加により、団体活動の中での相互の人間関係やリーダーシップ等を学んでいくことができ、豊かな人間性を培うことができるものと考える。大学がこのようなサークルの活動に対して、活動できる機会と場所を提供するなどの支援を行うことは極めて有意義であるといえる。

本学としては、学生のサークル活動等が円滑に実施されるように、一定の手続を定めるほか、本学の教員の中から顧問を定め指導している。

平成 26(2014)年度には、次のようなサークルがあり、活動が行われている。

分類	サークル名	分類	サークル名
運動系	野球サークル 卓球サークル ダンスサークル バドミントンサークル テニスサークル With（バスケットサークル） ジョギングサークル フットサルサークル アルティメットサークル ばれーぼーるサークル	文化系	園芸サークル 音楽サークル ボードゲームサークル 総合医療サークル White Dolphin

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する調査については、学生生活全般に関する学生の状況、要望、意見の把握と分析、検討結果の活用について、必要性の高いものを実施すべく、平成 22(2010)年度から「学生生活調査」を実施し、そこで出てきた学生の要望等については、検討を行い、対応可能な事案については対応している。

具体的に平成 26(2014)年度にハード、ソフト両面において、教育環境の更なる充実に努め、対応・改善した事項としては、下記のとおり。

- 小教室の大改修工事による新たな設置（5 室）
- 無線 LAN のアクセスポイント(Wi-Fi)の設置
- 試験前の校内開館時間の延長

さらに、平成 26(2014)年度以前に対応・改善した事項は下記のとおり。

- トイレの扉の自動閉装置の追加設置

・ 防犯カメラの設置
・ シャワー室の設置
・ 情報処理室の OA フロア化と印刷機の増設
・ 図書館及び図書館学習室内のパソコン増設
・ 図書館の開館時間の延長
・ エントランス内にテーブルと椅子設置（憩いの場所増設）
・ 学内停車バスの増便

エビデンス集　資料編、データ編
【資料 2-7-1】 平成 27 年度日本保健医療大学学生便覧［再掲］
【資料 2-7-2】 平成 26 年度学生生活調査結果
【資料 2-7-3】 学生生活調査アンケート用紙

(3) 2－7 の改善・向上方策（将来計画）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学では、担任制度が定着して、きめ細かい学生への指導助言等は担当教員を通して行われてきた。ただし、担任で手に負えない内容については、学科長が対応しており、その点では学科長の精神的、時間的な負担が過重になりがちであるといえるため、担任で担えるところは担任に任せられるように、担任の権限の見直しの検討を行っていく。また、ほぼ１月に１回の担任会議を行っているが、後期は多くの教員が臨地実習の指導に出向くため、担任会議を開催できない時もあり、担任会議の運営の仕方や情報共有の仕方について等、今後も継続して検討を行っていく。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

現在のところ、学生の要望を収集する手段を、定期的に実施している「学生生活調査」に頼っており、あとは学生から直接聞く要望等にはその都度対応している。学生の意見・要望は大学の環境をより良く改善していくために、大変重要であるので、その意見・要望を分析し、内容を精査し、短期的に出来るものはすぐ実施し、中長期的に対応していくものについては、その計画を立て実施していく。

2－8　教員の配置・職能開発等

≪2－8 の視点≫

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

(1) 2－8 の自己判定

基準項目 2－8 を満たしている。

(2) 2－8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学における専任教員の数については、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 13 条によれば、「別表第 1 により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と別表第 2 により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする」とされている。本学は保健医療学部看護学科であり、その収容定員が 400 人であることから、別表第 1 の学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は、12 名（ただし、半数の 6 名以上は原則として教授とする。以下同じ。）ということとなる。また、別表第 2 の大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は、7 名（同上 4 名以上は教授）ということとなる。したがって、本学については、大学設置基準を充たすためには、19 名以上（教授 10 名以上）の専任教員で教員組織が構成されなければならない。

本学では、本学の教育理念や教育目的等を達成するためには大学設置基準で定める専任教員数以上の教員組織が必要との判断から、平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、本学の助教以上の専任教員は、全体で 34 名（内訳は、教授 13 名、准教授 9 名、講師 7 名、助教 5 名）であり、臨地実習には実習助手を採用するなどにより、教育目的及び教育課程に要する教員の確保と配置がされている。

教員組織の編成に当たっては、教育目的、目標に従った教育課程と密接不可分な関係があることから、教育課程上の区分でもある基礎系科目（分野）、専門基礎系科目（分野）及び看護学専門科目（分野）ごとにその教員組織編成についての基本的な考え方（方針）を下記のとおり整理している。

（ア）基礎系科目分野

長寿社会の中で、看護の対象者（患者様）が多様な社会経験を持つ人々であることから、人間性及び社会生活に対する多様で豊かな教養をもとに看護学を学ぶことが必要である。科学的思考や論理的思考を教授するのに優れた研究者、教育的な経験の豊かな教員に加え、実生活における人間の心やコミュニケーション能力に優れ、文化を理解し国際経験や実社会経験の豊富な者などを教員として配置している。

（イ）専門基礎系科目分野

看護師等が保健、医療、福祉の分野の人材との協働活動が必要不可欠となること、とりわけ看護を取り巻く健康学（医学や公衆衛生）、生命の尊厳や基本的人権の尊重に関連した社会倫理などの知識や実践を適切に身につける必要性が高まっていることを

重視して、医学系や心理学系の教員を中核的な教員として配置することとしている。

（ウ）看護専門系科目分野

豊かな人間性と高い専門性を身につけた実践的な看護師等を養成することを目的として、地域社会が求める看護ニーズの多様化、医療福祉制度の改変と複雑化等に基づいて、「看護学の基本」、「看護学方法論」、「看護の実践」及び「看護学の統合と実践」の 4 区分を設け、教育目標を実現するための看護教育に取り組むこととしている。このためには、各区分に十分な教育又は研究業績を有する教員及び臨床経験の豊かな教員を配置することにより、本学の教育目標とする実践的な看護師等の養成が可能となるとともに、併せて、地域の保健、医療、福祉にも貢献することができることとなる。それぞれの看護領域における専門性や教員の特質等を配慮し、大学等高等教育機関での豊富な教育経験を持つ教員又は病院等の臨床現場等で十分な経験と実績を有する教員をそれぞれの授業科目（講義、演習、実習等）の特性に従って配置することとしている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

（ア）教員の採用、昇任等については

本学における助教以上の専任教員の採用あるいは昇任については「日本保健医療大学教員の採用、昇任、配置換に関する選考規程」に従って推薦された者を理事長が議長となる「選考推薦会議」で選考し、採用の可否を審議する。教授候補者は理事会に推薦し、選考者を理事長が任命する。また准教授以下の選考及び昇任、配置換えは、選考推薦会議で決定する。

（イ）教員の資質、能力向上の取組み

本学では、開設当初より、本学の建学の精神に基づき、本学の教育理念、及び教育目標に沿って行う授業の改善に資すると共に、教員個々の教育研究能力を高めることを目的とし、FD 委員会を設置し、FD 委員会を中心として、教員の資質、能力向上に取組んでいる。

平成 26(2014)年度の FD 委員会主催・共催の教育、講演会は次表のとおりである。

FD 委員会主催 講習会	平成 26 年 8 月 5 日（火）、6 日（水）　10：00～17：00 テーマ：IBM SPSS Statistics によるハンズオン講習会 （2 日間） 形式：IBM 講師によるテキスト説明後、分析演習 （各人専用 PC） 講習内容：1. クロス集計表と独立性の検定、平均値の比較と t 検定、相関係数、重回帰分析、因子分析 2. 一元配置分析、二項ロジスティック回帰分析、比例ハザードモデル 出席者：22 名
研究促進委員会 主催講演会 （FD 委員会共催）	平成 26 年 8 月 20 日（水）　13：00～15：30 テーマ：　1. 科学研究費助成事業の概要等について 2. 科学研究費獲得のためのポイントについて 形式：講演 講演者：テーマ 1. 文部科学省 研究振興局 学術研究助成課 課長補佐　鈴木 慰人 テーマ 2. 長野県看護大学 学長　清水 嘉子 出席者：17 名

学生による授業評価を学期末に、アンケート方式により実施した。授業担当教員にはその担当した授業科目ごとの授業評価結果を提示して授業の改善に役立てている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育実施のための体制の整備については、本学では、教養教育として基礎系科目に語学、情報科学が配置されるなど、特に力を入れている。

さらに少人数教育で行われる科目の基礎ゼミが、1 年次に配置されており、専門教育につながる教養教育として位置づけられている。 基礎ゼミは年度ごとに審議され、教授内容の統一と質の保証を行い、カリキュラムに反映される形となっている。

以上のことから、人間形成に配慮した教養教育ができるように組織上の運営体制、責任体制が共に確立されているといえる。

エビデンス集　資料編

【資料 2-8-1】 日本保健医療大学教授会規程
【資料 2-8-2】 日本保健医療大学教員の採用、昇任、配置換に関する選考規程
【資料 2-8-3】 日本保健医療大学 FD 委員会規程
【資料 2-8-4】 平成 26 年度 FD 委員会活動報告
【資料 2-8-5】 平成 26 年度 研究促進委員会 活動報告／資料

【資料 2-8-6】 日本保健医療大学授業評価結果（平成 26 年度） [再掲]

(3) 2－8 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25(2013)年 8 月、文部科学省大学設置審議会等による設置計画履行状況調査が行われ、その結果、教員組織等に係る次のような留意事項が付された。

教育研究組織のより円滑な運営を図る観点から、教員間の連絡、協議体制及び大学全体で意見交換できるような仕組み等の構築を検討すること。

本事項対応として、平成 26(2014)年 4 月 2 日に学科会を開催し、今年度も平成 27(2015)年 4 月 1 日に学科会（兼 FD・SD 研修会）を開催した。今後も、継続して、学科会等教員全員が集まる会を年に複数回は開催して教員間の連絡、協議体制の強化を図っていく。

2－9　教育環境の整備

≪2－9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2－9 の自己判定

基準項目 2－9 を満たしている。

(2) 2－9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

（ア）校地

校地については、大学設置基準第 34 条では「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする」とされ、同基準第 37 条第 1 項では「大学における校地の面積（附属病院以外･･･除く。）は、収容定員上の学生 1 人当たり 10 ㎡として算定した･･･面積とする」すなわち、収容定員が 400 人の本学の場合には、4,000 ㎡の校地を要する。平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、本学の校地面積（運動場を含む）は 20,309 ㎡であり、大学設置基準を満たしている。

また、運動場については、大学設置基準第 35 条第で「運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする」とあるが、本学では校舎隣接に運動場のみならず体育館も設置してあり、体育の授業や学生の課外活動、学校行事（看護白衣式、ガイダンス）等を実施している（運動場用地 10,236 ㎡）。

（イ）校舎

校舎については、大学設置基準第 37 条の第 2 項で「校舎の面積は 1 個の学部のみを置く大学にあっては、別表第 3 イ又はロの表に定める･･･面積以上とし･･･」とあり、すなわち看護学関係で収容定員 400 人までの場合の基準校舎面積は、(収容定員－200)×992÷200＋3,966（㎡）として計算される。したがって、その基準校舎面積は、4,958 ㎡となる。本学の校舎面積は 5,224 ㎡であり、大学設置基準を満たしている。

校舎内の施設については、大学設置基準第 36 条第 1 項では

「大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。（中略）

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験、実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室」

さらに大学設置基準第 36 条第 2 項～5 項では

「2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第 1 項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を設けるものとする。

5 大学は、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」

と規定されている。

本学では、3 階建ての校舎に、講義室、看護演習室、研究室等から構成される。講義室は大講義室 4 室、中講義室 2 室、小講義室 2 室と理事長室、学長室、研究室、医務室、事務室等がある。分野別の演習室は 4 室、演習準備室 2 室で、教授、准教授、講師及び助教の研究室 29 室、小会議・研究室 5 室、非常勤講師控室（共同）1 室がある。さらに図書館、図書館学習室、情報処理室（コンピュータ演習教室）、就職支援室、学生自習室、学生ホール（休憩室）及び食堂が各々1 室ある。

（ウ）設備

PC の設置状況については、学生が使用できる台数は、情報処理室に 44 台、図書館内及び図書館学習室に 19 台、その他 2 台の設置となっている。

利用可能時間は、情報処理室は月曜日から金曜日の 9:00 から 20:00（授業に使用している時間を除く）、図書館は月曜日から土曜日の 9:00 から 20:00、日曜日及び大学の休業期間（春期、夏期、冬期及び臨時休業）9:00 から 17:00 までの時間は自由に利用ができる。

上記の教育用 PC の他に各研究室には教員用 PC が設置され、また、事務職員全員に PC が配備されている。これらは、学内ネットワークに接続されており、ファイルサーバー、アカウント認証サーバー、メールサーバー、WEB サーバー等、各サーバー群のサービスが受けられる。さらに、ファイアウォールを介してインターネットに接続され、メールの送受信、WEB 検索等のインターネットサービスの利用が可能となっている。また学内に設置した無線 LAN(Wi-Fi)により、学生には 1 階の自習室や食堂・学生ホール等で、また教員についても各研究室付近にて、PC・携帯等で送受信ができる環境になっている。さらに学生や教職員の自宅等、学外からでも WEB メールサービスを利用してメールの送受信が可能となっている。このようにネット上でのサービスはセキュリティ上、問題となるものを除いて、ほぼ利用可能となっている。大学の情報環境はオープンであることから情報セキュリティ対策は非常に重要である。本学では、全ての PC にウィルス対策ソフトを常駐させてコンピュータウィルス感染を防ぎ、ファイアウォール及びプロキシーサーバーにより学外からの不正アクセスを遮断するなどのセキュリティ対策をしている。

（エ）図書館

図書館は大学の教育研究の重要な場であるとともに、学生の学習機会の提供及び学習支援のための施設でもあると位置づけて、図書及び学術雑誌、視聴覚資料等の整備をしてきている。その整備状況は次のように予定数値を上回る状況となっている。

	図書	学術雑誌 （内 外国書）	電子ジャーナル （内 外国書）	視聴覚資料
A	14,000 冊	27 種　（10 種）	170 種　（70 種）	106 点
B	20,188 冊	34 種　（10 種）	172 種　（71 種）	269 点

（備考）上段Ａは完成年度の予定数値を、下段Ｂは平成 27 年 3 月 31 日現在の数値を示す。

図書館の面積は、372.9 ㎡であり、閲覧座席数は図書館学習室も含めて、81 席を用意している。また、図書館の書架部分は 23,000 冊収納可能で十分な蔵書が確保できる構造となっている。

（オ）施設設備の適切な運用・管理

設備管理業務、清掃管理業務については外部業者に委託しており、定期的に点検及び清掃を実施している。管理業務の内容については、以下のとおりである。

1）設備管理業務：電気設備定期点検、電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）、消防設備定期点検、貯水槽内部清掃、給湯設備定期点検、飲料水水質検査、空調機保守・定期点検等

2）清掃管理業務日常清掃作業
校舎（教室、事務室等）及び大学敷地内の清掃、除草、排水溝清掃

3）清掃管理業務定期清掃作業
タイルカーペット・タイル・ガラス類清掃、汚水槽清掃、害虫予防駆除

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理については、本学は定員 1 学年 100 名の学生数であり、原則として講義科目は大教室（134～143 名まで収容可能）で行っている。

教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目についてはそのように分割して行っている。たとえば、1 年次前期配当の「基礎ゼミ」は担当教員 11 名ごとに小教室等を使用し 11 グループ（1 グループ 10 名程度）とし、同様に 1 年次配当の「英語Ⅰ（読解力・表現力・文法）」、「英語Ⅱ（会話）」、「英語Ⅲ（応用）」、「情報科学」（ともに必修科目）と「健康体育」（選択科目）及び 2 年次配当の「英語Ⅳ（医療英語）」（必修科目）は 4 グループあるいは 3 グループに分けて行っている。また、専門科目のうち演習科目についても、必要に応じグループに分けて授業を行っている。さらに、実習科目については、1 グループおよそ 5 名で実施している。

エビデンス集 データ編

【資料 2-9-1】 校地、校舎等の面積 ･･･ データ編【表 2-18】
【資料 2-9-2】 教員研究室の概要 ･･･ データ編【表 2-19】
【資料 2-9-3】 講義室、演習室、学生自習室等の概要 ･･･ データ編【表 2-20】
【資料 2-9-4】 図書、資料の所蔵数 ･･･ データ編【表 2-23】
【資料 2-9-5】 学生閲覧室等 ･･･ データ編【表 2-24】

(3) 2－9 の改善・向上方策（将来計画）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

開学から 6 年目となり、施設、設備等にも汚れや傷みが生じる時期である。定期的な設備管理と清掃管理を徹底していくこととする。

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目については継続して対応を推進していく。

［基準 2 の自己評価］

基準項目 2-1～2-9 の自己判定に基づき、基準 2 を満たしている。

いずれの項目についても、担当する委員会が事務部門と協議しながら行っており、一定の成果は出ていると考える。

項目 2-1 学生の受け入れについては、開学当初は入学定員との比率 1.29 と超過であったが、平成 26(2014)年度の比率は 1.16、平成 27(2015)年度の比率は 1.08 と改善されてきている。引き続き適正数になるように努力していく。

項目 2-2 教育課程及び教授方法については、本学の教育目的に則り、適切に編成されており、授業内容等の工夫も各教員が授業評価アンケートの結果を参考にしながら改善しているが、更なる改善を進めるためには、個々の教員の取組みに止まることなく、教務委員会を中心として FD 委員会等の他の委員会と協力して取り組む必要がある。

項目 2-3 学修及び授業の支援については、担任制度やオフィスアワー制度により行われているが、さらに、多くの教員が実習指導も行っており、一定の効果はある。

項目 2-4 単位認定、卒業・修了認定等 については、厳正に運用している。

項目 2-5 キャリアガイダンスについては、臨地実習で実習先施設の指導者の協力を得て本学教員が指導することによって、看護職としての社会的、職業的自立に深く関わっており、加えて、担任教員などが個々にも対応している。また、就職支援室や病院説明会等のキャリアガイダンスも行われている。まだ 1､2 期生が卒業しただけなので、今後は学生の意見も取り入れながらより一層改善していきたい。

項目 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、1､2 期生の国家試験結果及び就職状況により、間接的ではあるが、一定の成果は達成できていると考える。ただ、さらなる向上のため、国家試験対策委員会を立ち上げ、指導を強化するとともに、「教育目的の達成状況の評価とフィードバック」の学内の組織的な体制まではできていないため、さらに検討していきたい。

項目 2-7 学生サービスについては、本学では担任制度により、学生一人一人の学生生活を支援する体制を取っており、また共通の問題は学生委員会等で対応している。

項目 2-8 教員の配置・職能開発等については、文部科学省による設置計画履行状況調査による留意事項として「教員間の連絡、協議体制及び大学全体で意見交換できるような仕組み等の構築の検討」については学科会を開催し、学科会等教員全員が集まる会を開催して教員間の連絡、協議体制の強化を図りつつある。

項目 2-9 教育環境の整備については設置計画を確実に履行し完成されているが、開学から 6 年目となり、施設、設備等にも汚れや傷みが生じる時期である。定期的な設備管理と清掃管理を徹底していくこと、及び学生の意見、要望を極力取り入れながら、対処していくこととする。

基準 3. 経営・管理と財務

3－1　経営の規律と誠実性

≪3－1 の視点≫

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

(1) 3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

(2) 3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

日本保健医療大学の設置者である学校法人共済学園（以下「学園」という）は、学校法人共済学園寄附行為（以下「寄附行為」という）において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする」を目的に掲げ、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守するとともに、日本保健医療大学事務局組織規程、就業規則等の学校法人の管理及び運営に関する基本的事項の規則を整備しているほか、日本保健医療大学公益通報者の保護等に関する規程を通じて法人の規律も維持している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学園は、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を設置し、理事会を開催し、また、理事長の諮問機関として評議員会を設置し評議員会を開催している。

また、学園は、法人の使命・目的を達成するため、各会計年度の事業計画及び予算を編成し、評議員会にあらかじめ意見を求めた上で、理事会で決定している。会計年度終了後には、実績報告及び決算について理事会で承認、決定し、評議員会に当該事業及び決算について報告している。

このように、寄附行為等に基づき、学園の業務を確実に行うとともに、学園の使命、目的の実現に向けての健全な財政運営を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為や日本保健医療大学学則、その他諸規程は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令に準拠して作成されており、また教職員は就業規則等に基づきこれらの法令及び規程を誠実に遵守すべきものとして、概ね良好に対応しており、大学の設置及び管理運営は法令遵守のもとに円滑に実施されている。

ただし、学校教育法第 109 条（自己点検・評価）については、監査室による対応準備を

進めており、今後、自己点検・評価を完了し、報告書を公開する。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、本学の環境・安全衛生委員会（平成 27(2015)年度よりは衛生委員会）において校内巡視など行い、危険個所や授業・職場環境をチェックして、必要に応じて改善策を審議、決定、実施してきている。省エネルギーの取り組みの具体的な施策としては、トイレの照明を原則消灯（使用時点灯）する、教室等の使用に際してドアを閉めるなどを実施し、冷暖房の効率化を図っている。また、環境保全の具体的な施策としてキャンパス内に樹木やベンチを配置している。

人権については、日本保健医療大学ハラスメント防止規程、個人情報保護に関する規程が制定されており、本学園の教職員としての責任ある行動を促している。

安全については、幸手市から災害時避難所の指定を受けるなどしており、周辺の町内会・自治会の実施する防火、防災訓練に協賛して訓練の場を提供するなど、災害の予防並びに災害発生時の人命安全及び物的被害の軽減を図るとともに、併せて地元自治体との連携を強化している。

防犯対策としては、土日及び夜間の教職員不在の場合に対する警備会社の警報システムを導入し、かつ、防犯カメラの設置により、学内の安全と事故防止に適宜適切な対応をしている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本学は、学校教育法及び学校教育法施行規則で定められたとおり、大学案内等の印刷物のほか、本学ホームページに教育、研究関係及び学生支援等に係る教育情報を公開している。

財務情報については、学内における財務書類の閲覧に関して請求がある場合に開示するほか、本学ホームページ上の情報公開として、平成 24(2012)年度、、平成 25(2013)年度及び平成 26(2014)年度決算報告書で（収支計算書、貸借対照表、財産目録及び内訳書等）により情報を掲載している。また事業報告書、監査報告書も本学ホームページ上の情報公開として掲載している。

エビデンス集 資料編

【資料 3-1-1】 寄附行為
【資料 3-1-2】 日本保健医療大学事務局組織規程
【資料 3-1-3】 日本保健医療大学公益通報者の保護等に関する規程
【資料 3-1-4】 日本保健医療大学学則［再掲］
【資料 3-1-5】 就業規則
【資料 3-1-6】 非常勤職員就業規則
【資料 3-1-7】 日本保健医療大学ハラスメント防止規程
【資料 3-1-8】 個人情報保護に関する規程

(3) 3－1 の改善・向上方策（将来計画）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

法人及び大学において、経営に関する規程、規則及び組織等は適正に整備され、円滑な管理、運営が行われているが、社会情勢等の変化により、取り組むべき課題はいつの時代においても出てくるものなので、柔軟に検討、対応していく。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為等に基づき、学園の使命、目的の実現に向けての健全な財政運営を継続していく。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校教育法第 109 条（自己点検・評価）については、対応準備段階で、早急に報告書を完成して公表を行っていく。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

日本保健医療大学ハラスメント防止規程は、運用状況をみながら柔軟に見直しを実施していく。また、啓発活動や研修等を行い、ハラスメントへの理解を深めることも検討していく。

環境への配慮・省エネルギーの対応について、継続して効果を上げていくために、定期的にチェックする仕組みを作り、教職員や学生に対してより一層の協力を求めていく。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報、財務情報の公表については前述のとおり対応しているが、よりわかりやすい説明を随所に加えるなどの工夫をしていく。

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

(2) 3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（ア）戦略的意思決定のための仕組み

学園には寄附行為第 5 条、第 1 項、第 1 号に基づき、理事 10 人以上 12 人以内を置くこととされ、本学園の最高意思決定機関として、理事をもって組織構成される理事会が置かれている。

なお、定例の理事会は 4 月、5 月、10 月又は 11 月及び 3 月の 4 回で、平成 26(2014) 年度においては、定例理事会は、4 月、5 月、9 月、10 月、1 月、3 月の 6 回開催された。

（イ）理事会機能の補佐体制（理事会権限の委任）

理事会機能の補佐体制としては、理事会の審議事項以外の軽微かつ日常的な事項を審議するため、管理運営委員会を置いている。この管理運営委員会は、学長、学部長、学科長、理事長が指名した理事及び事務局長で構成され、月 2 回開催している。また、理事会の業務以外の法人の管理運営を適正かつ円滑に行うために理事長が必要と認めた事項についても審議している。

以上のように、理事会の業務を行うとともに、理事会の業務以外の業務については管理運営委員会において処理するという役割分担による、法人の意思決定体制がとられている。

エビデンス集 資料編

【資料 3-2-1】 寄附行為［再掲］

【資料 3-2-2】 学校法人共済学園理事会議事録（過去 4 年間）

(3) 3－2 の改善・向上方策（将来計画）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

大学を取り巻く社会環境の変化は著しい。このような状況の中では、法人の意思決定は的確かつ迅速に行わなければならない。このような観点から、現在の寄附行為に定められた管理運営体制をベースに、今後も大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応できる体制を構築するとともに、新たな社会的価値観やグローバル化した社会に対応可能な人材の登用を検討していく。

また、管理運営委員会は、理事会での意思決定を円滑に行うために重要な役割を担っており、今後も定期的開催を実行し、十分な協議と意見交換に努める。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3－3 の視点≫

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

(2) 3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学は、教育研究に関する重要事項については、大学に置かれる教授会で審議されている。教授会は、学校教育法、日本保健医療大学学則の規定に基づき置かれており、その教授会の運営に必要な事項についても同学則に定められている。これによれば、教授会は学長、学部長、学科長及び主任教授で構成するとされ、原則として月 1 回以上の定例教授会と学長が必要と認めた場合に随時行われる臨時教授会が開催されている。

また、教授会では、教育課程、学生の入退学、学生の試験、進級、卒業、学生の厚生補導、賞罰、及び教育研究に関する重要事項が審議されることとなっている。

教授会の審議事項を分野別に専門的に調査審議するため、教授会の下には、教務、学生、学会設立、研究促進、研究倫理、FD、公開講座（地域連携等）の 7 委員会が置かれ、各委員会規程において、その審議事項及び範囲を明示するとともに、各委員会で調査審議をした重要案件等が、さらに教授会で審議又は報告される。

なお、委員会の下部組織として、教務委員会の下に実習運営部会が置かれている。この場合においても、部会から委員会へ、そして教授会の審議へと同様の仕組みとなっている。

また、教授会の開催日は、毎月第 4 水曜日に定例化したため、その開催日に合わせて、各委員会の審議結果が議案とされる運用が定着している。このような予測可能性を持った会議運営が実施されることにより、大学運営の機能化、効率化が図られている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学の学長は、学校教育法第 92 条の第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」とされ、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。また、日本保健医療大学学長選考規程の第 2 条（2）では「多くの先人が築きあげてきた、教育、研究、臨床、を向上させることができる者」と規定し、この法律の規定の要求を満たしている。

つまり本学では、日本保健医療大学学則に基づき、学長が管理運営委員会、教授会を招集し、その議長として、管理運営委員会、教授会の議事進行役となっている。

また、教授会においては、大学の基本方針等の説明を行い、教学に関する各種の課題について意思決定を行うに際しては、教学の責任者としてその職責を果たし、大学の管理運営に係る各委員会の委員長（広報、図書委員会は除く）として色々な職責を有し、そのリーダーシップを発揮している。

さらに、大学の管理運営や教育研究を円滑に行うため、学科長を配置し、管理運営、教

育及び研究の両面より学長を補佐する体制をとっている。

なお、学長は理事会の審議事項についての決定に加わるとともに、管理運営委員会に学長として加わることで、学園及び大学の基本方針が共通理解の下に運営できる体制となっている。

エビデンス集 資料編

【資料 3-3-1】 寄附行為［再掲］

【資料 3-3-2】 日本保健医療大学学則［再掲］

【資料 3-3-3】 日本保健医療大学教授会規程［再掲］

(3) 3－3 の改善・向上方策（将来計画）

大学組織の充実、拡張に応じて、学長の適切なリーダーシップが発揮できる組織的な対応を図っていく。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

≪3－4 の視点≫

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3－4 の自己判定

基準項目 3－4 を満たしている。

(2) 3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

学園に関する管理運営については理事会が、大学に関する管理運営については教授会及び各種委員会が、それぞれ、これを責任分担して運営に当たっている。このため、各部門間の円滑な意思の疎通が不可欠となる。

そこで、「本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図る」ことを目的として、管理運営委員会が設置されている。理事長、学長、学科長、事務局長などで構成された管理運営委員会が、ほぼ月に 2 回開催され、理事会と大学との間のコミュニケーションは良好である。

本大学の運営組織図は下図のとおり。

学校法人共済学園 日本保健医療大学　運営組織図

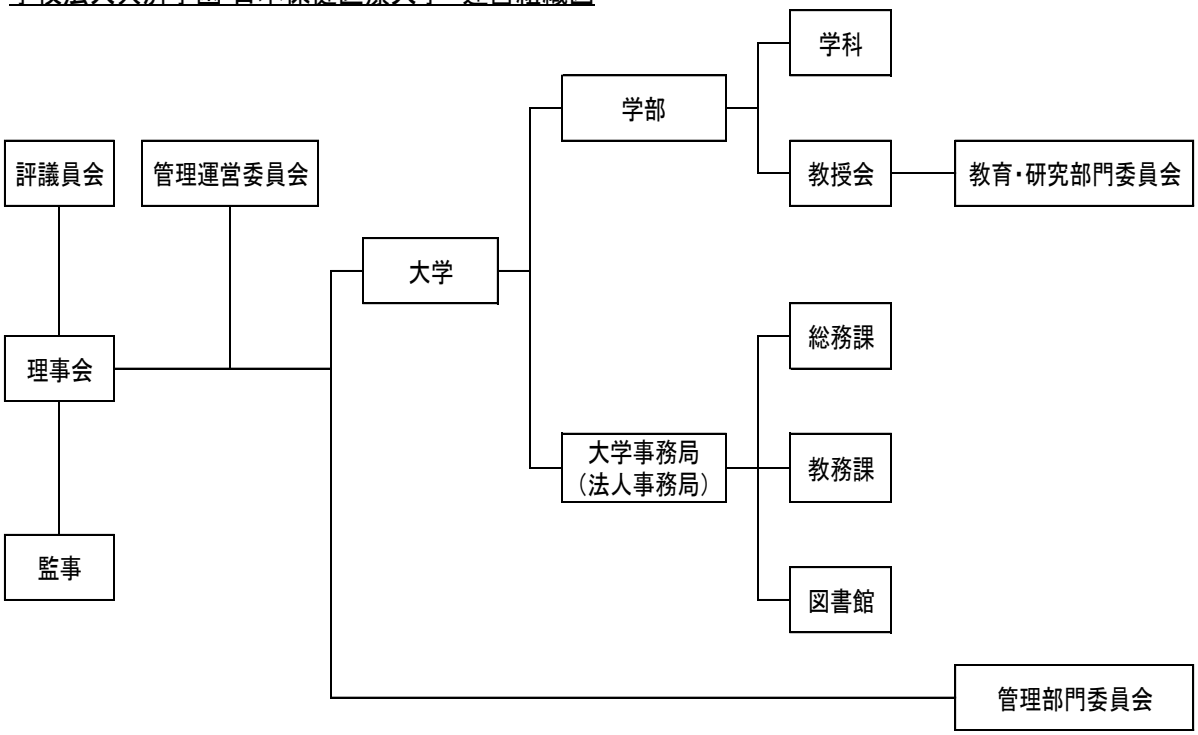

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

（ア）監事

学園には、寄附行為第 5 条の規定に基づき、役員として、監事 2 名が置かれている。その選任については同寄附行為第 7 条の規定により「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」とされている。また役割については、同寄附行為第 15 条に定める監事の職務に従い、法人の業務や財産状況の監査及び毎会計年度終了後に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出、報告することなど主な職務としている。

平成 26(2014)年度において、監事は理事会に 1 名以上が出席し、必要に応じ意見を述べるなど監事の職務をはたしている。

（イ）評議員会

寄附行為第 19 条の規定により、学園に評議員会が置かれ、評議員会は「21 人以上 25 人以内」の評議員をもって構成されている。また評議員の選任は、選任区分に従い、同寄附行為第 23 条の第 1 号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 1～2 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1～2 人」（平成 22(2010)年度開学したため、附則 3 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、「学校を卒業した者」とあるのは「学識経験者」と読み替えている）、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任された者 19 人以上 21 人以内」となる。評議員の任期は 3 年である（同寄附行為第 24 条）。

理事長からの評議員会への諮問事項は、寄附行為の第 21 条に示されており、また、評議員会の運営については平成 26(2014)年度には、平成 27(2015)年度事業計画、平成 27(2015)年度予算等が理事長から諮問された。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

教育・研究部門に関しては、教授会の下に置かれる各種委員会及び委員会の下部組織である委員会又は部会で、それぞれ専門的な審議検討された事項に係る結果については、学長が議長としてリーダーシップを発揮する教授会において審議され、そして学長の指揮の下に実行に移されることとなる。また、新規事業（例えば公開講座の初回構想時）の発案等への対応については、学長のリーダーシップの下に、その企画、立案を特定の委員会で行い進めている。

学園（管理部門）に関しては、理事長のリーダーシップの下に、学園に置かれた各種委員会等において審議検討された事項が管理運営委員会及び理事会で検討され、その結論を得て、理事長を中心として実行されている。

教育・研究部門については、各種委員会及び教授会での審議が所定の手続きに従って組織的に行われており、かなり有効的に運営されているといえるが、管理部門でも、教育・研究と管理の連携を図る管理運営委員会の実施により実効的に作用してきているといえる。

エビデンス集 資料編

【資料 3-4-1】 寄附行為［再掲］
【資料 3-4-2】 学校法人共済学園 理事会 議事録（過去 4 年間）［再掲］
【資料 3-4-3】 学校法人共済学園 評議員会議事録（過去 4 年分）
【資料 3-4-4】 学校法人共済学園 理事会開催状況一覧
【資料 3-4-5】 学校法人共済学園 評議員会開催状況一覧
【資料 3-4-6】 監事の職務執行状況（平成 26 年度）

（3）3－4 の改善・向上方策（将来計画）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

組織体制の充実を進めるうえで教育・研究部門と管理部門の連携は不可欠であり、現在設置している会議等の機能をさらに活性化させ、合理的かつ効率的な連携により組織力の強化と問題解決を図っていく。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

評議員は、理事会の法人運営のチェック機関としての役割は大きく、現状の機能を継続できるように働きかけていく。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学の使命、目的の達成のため、理事長及び学長のリーダーシップのもと、教職員の意見等を取り入れており、これからも継続して教職員の意見を吸い上げ、本学の運営に活かしていく。

3－5　業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3－5 の自己判定

基準項目 3－5 を満たしている。

(2) 3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

（ア）法人の業務執行体制及び大学の教育研究支援体制

本学園の業務執行の組織体制については、日本保健医療大学事務局組織規程に規定され、部署の所管業務及び事務分掌を明確にしており、学園業務及び大学業務を区分した組織形態をとっている。

本学の教育研究支援体制については、大学事務組織全体で支援しており、このうち、教育については、教授会の下に置かれる教務委員会、学生委員会等が中心となってそれぞれの教務及び学生に係る審議事項を適切に処理しているとともに、研究については、教授会の下に学会設立委員会、研究促進委員会及び研究倫理委員会を置き、それぞれ規程に基づいた研究支援を行っている。学会設立委員会や研究促進委員会は教育研究活動を推進し、また学会設立委員会は研究紀要（日本保健医療大学紀要）の作成などを行い、さらに研究倫理委員会は研究倫理委員会規程に基づき研究における倫理のあり方や科学的、倫理的妥当性に係る事項の審議及び審査を行っている。

（イ）職員の配置による業務の効率的な執行体制の確保

本学は小規模な大学であるため、事務処理体制については事務分掌上の明確な経営と教学との分離は行うものの、総務、人事、会計に係る事務のように経営と教学との双方があるものについては、その業務を円滑に実施するため、その事務を一体的に処理している。

学園及び大学に設置される各種委員会については、それぞれ教職員が委員として所属することとなり、その各種委員会規程に定める事務については、その事務の性質や事務負担の均等化の観点から、主として総務課又は教務課の職員がそれぞれ事務を担当している。このように経営又は教学の事務の処理に当たっては教職員協働して実施する体制となっている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学園は理事会の下に、管理体制の強化を図る役割、機能をもった管理運営委員会を設置し、寄附行為に定める理事会、評議員会の業務を補佐する業務について処理する体制を整備している。また、学園と大学との相互の意思疎通並びに連携協力を図るためにも管理

運営委員会により、法人の業務並びに大学の教育研究に係る業務の情報を共有し、円滑な事務や事業の執行ができる体制の運用を図っている。

3-5-③ 職員の資質、能力向上の機会の用意

本学は学園、大学の職員の職能開発、育成などとして日常業務に関連付け OJT を行うとともに、集合教育では学内で行う FD・SD 研修会を毎年行っており、また行政機関や外部団体による研修にも積極的に参加している。さらに学内で行う教員対象の各種研修への教職協働の観点からの職員の積極的な参加を推進することも行っている。

エビデンス集 資料編

【資料 3-5-1】 日本保健医療大学事務局組織規程［再掲］
【資料 3-5-2】 日本保健医療大学教員個人研究費規程
【資料 3-5-3】 日本保健医療大学紀要の発行状況

(3) 3－5 の改善・向上方策（将来計画）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

教育環境や社会の経済基盤が大きく変化している現在、本学のように看護職養成のための大学は、ますます社会のニーズに対応した教育を教授することが不可欠であり、教員と職員が一体となって医療人養成の大学として確立する必要がある。

つまり教員は自らの教育研究以外に学生指導という役割が求められ、職員も学生へのサービスの視点が求められ、両者ともにその面での資質・能力向上が必要でもある。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学組織の充実、拡張に応じて、学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制（組織、運用）作りを行っていく。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

今後、職員研修として新入職員研修及び階層別研修、その他職員の要望も取り入れ、SD 研修会を継続して開催していく。

3－6　財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3－6 の自己判定

基準項目 3－6 を満たしている。

(2) 3－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の将来計画としては、将来構想委員会に学長、学長の指名する理事、学科長及び事務局で構成する将来構想委員会において、本学の将来計画に関する事項を審議している。

これら将来構想委員会の審議結果に基づいて、学園及び大学の中期、長期計画に関する事項については、理事会で審議、決定する仕組みとなっている。しかしながら今までは、当該年度中心に財政運営を行ってきている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（ア）収支状況

学園の過去 5 年間の収支状況は、次表のとおりである。

（単位：千円）

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
帰属収入	364,121	570,926	754,182	928,272	855,337
基本金組入	0	△85,891	△67,970	△17,407	△29,057
消費収入	364,121	485,036	686,212	910,865	826,280
消費支出	365,034	494,195	577,382	636,607	696,322
消費収入超過額	△913	9,159	108,830	274,259	129,959
帰属収支差額	△913	76,731	176,800	291,665	159,015

まず帰属収入については、平成 22(2010)年度の開学から、学年進行により平成 25(2013)年度に完成年度を迎えるまで、学生納付金（授業料、入学金）が毎年順調に増加してきている。

学園の消費収支については、開学の平成 22(2010)年度は赤字となっており、その原因はやはり学生納付金であり、基本金組み入れができない一因となっている。平成 23(2011)年度は初めて黒字となっている。他方、ストックを含めた全体の収支である帰属収支差については、開学の年こそ赤字であったが、翌平成 23(2011)年度から黒字に転じている。

このように、学園の収支状況は開学から極めて早い時期に黒字に転化しており、安定した学校法人経営が達成できている。

（イ）予算

平成 27(2015)年度の資金収支計算書予算は次表のとおりである。

（単位：千円）

収入の部の科目	予算額	支出の部の科目	予算額
学生生徒等納付金	800,000	人件費	444,000
手数料	18,000	教育研究費	110,000
寄附金	0	管理経費	48,000
補助金	26,827	借入金等返済支出	500,000
資産運用収入	350	その他の支出	148,250
事業収入、雑収入	548,350	予備費	25,000
前年度繰越	1,422,885	次年度繰越	1,541,162
収入の部 合計	2,816,412	支出の部 合計	2,816,412

平成 25(2013)年度以降の予算は、完成年度以降となるため、予算編成上は、収入としての学生生徒等納付金が恒常的、安定的なものとなるとともに、支出としても、人件費、管理費、教育研究費が安定化してくるため、収支のバランスを取った予算が組まれている。

エビデンス集 資料編、データ編

【資料 3-6-1】 平成 27 年度 学校法人共済学園 事業計画書
【資料 3-6-2】 平成 27 年度 学校法人共済学園 予算書
【資料 3-6-3】 学校法人共済学園 理事会議事録（平成 27 年 4 月 1 日）
【資料 3-6-4】 学校法人共済学園 財産目録（平成 26 年度）
【資料 3-6-5】 資金運用規程
【資料 3-6-6】 決算等の計算書類
【資料 3-6-7】 消費収支計算書関係比率（法人のもの）・・・データ編【表 3-5】参照
【資料 3-6-8】 消費収支計算書関係比率（大学のもの）・・・データ編【表 3-6】参照
【資料 3-6-9】 貸借対照表関係比率（法人・大学全体のもの）・・・データ編【表 3-7】参照
【資料 3-6-10】要積立金に対する金融資産の状況（法人・大学全体のもの）（過去 4 年間）・・・データ編【表 3-8】参照

(3) 3－6 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの実績に基づいた収支バランスを考慮した、運営に努めていく。なお、安定的な経営基盤を構築するためには入学定員の確保が最重要課題と考えており、そのための中期的な施策と計画、目標等を検討しそれによって学生納付金の安定的な確保に努めていく。

3－7　会計

≪3－7 の視点≫

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3－7 の自己判定

基準項目 3－7 を満たしている。

(2) 3－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人共済学園 経理規程、同 固定資産及び物品管理細則に基づき適正に会計処理を行っている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、会計年度終了後、寄附行為に規定される監事の職務に基づき法人の業務及び財産状況について監査を行い、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会へ監査報告書を提出している。

また、平成 26(2014)年度の公認会計士による公益法人監査も実施され、独立監査人の監査報告書により、次の監査意見が付されている。

公認会計士（篭原公認会計士事務所）による監査報告書（抜粋）によれば、「学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人共済学園の平成 27(2015)年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」とされている。

エビデンス集 資料編

【資料 3-7-1】 経理規程

【資料 3-7-2】 固定資産及び物品管理細則

【資料 3-7-3】 寄附行為［再掲］

【資料 3-7-4】 監査報告書（過去 4 年間）

【資料 3-7-5】 資金運用規程［再掲］

(3) 3－7 の改善・向上方策（将来計画）

経理規程、固定資産及び物品管理細則等に基づき適正な会計処理を引き続き行うこととする。また資金収支計算書など会計関係書類の解説をさらに見やすくしていく。

［基準 3 の自己評価］

基準項目 3-1～3-7 の自己判定に基づき、基準 3 を満たしている。

項目 3-1～3-5 経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制について

経営、管理については、本学園の使命、目的の達成に向けて、関連法令を始め本学園諸規程に基づき、最高意思決定機関である理事会の下に、教授会等教育・研究部門の各組織の円滑な連携や、理事長のリーダーシップの下に機能的、効率的に運営されている。

理事会の機能や業務執行体制の機能性についても管理運営委員会及び教授会や各委員会との連携により確保されている。

しかしながら自己点検・評価（学校教育法第 109 条）については、対応準備を進めてきて報告書として完成させる段階であり、今後の課題も多い。

項目 3-6～3-7 財務基盤と収支、会計について

財務、会計は、資産運用及び財政基盤の安定に向けた運営を行うと同時に、社会情勢の変化にも柔軟に対応できる体制となっている。

このように、不十分である点があるものの、全体的としてみた場合には、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判定した結果、本学としては、基準 3 全般について満たしているものと判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4－1　自己点検・評価の適切性

≪4－1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

(2) 4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の基本理念に基づく人材の育成は「人間性、専門性、国際性、社会性」4 項目となっている。

「社会性」については、「地域社会の役割もますます重要となってきており、その地域社会にあって指導的役割を担うことのできる人材の育成」が重要であり、本学は、埼玉県幸手市から大学の積極的な誘致に応え、地元幸手市をはじめとする周辺の関係団体から、熱い期待を一身に受けて設立されている。したがって、本学の役割としては、教育、研究はもとより、社会貢献、地域貢献が特に期待されているとの理解の上に立って、これに的確に応えていかなければならない立場であることを自覚している。

また「国際性」についても、「医療技術の分野も当然、国際的スタンダードは高度に発展している。このような中にあって国際的に通用する専門性はもちろん、専門的知識、技術を世界に発信できる能力を有する人材の育成」が重要であり、本学はこれにも的確に応えていかなければならない。

さらに「人間性、専門性」については、医療看護系大学の共通であり、基本的な部分は主に日本高等教育機構(JIHEE)に示される基準 1～4 の項目で点検評価することで満足するが、「看護の対象である人間を尊重し、講義、演習などで学習した知識・技術・態度を基に、看護体験を通して理論と実践を統合し、基礎的な看護能力を身につける」ことも重要であると言える。

このため、大学が使命、目的に基づいて独自に設定した「地域貢献、社会連携」を基準Ａとして、「国際化に対応する医療職教育」を基準Ｂとして、「臨地実習」を基準Ｃとして取り上げることとした。

これにより、「大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価」を満足していると評価する。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

学校教育法 109 条第 1 項では「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項に･･･。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」とされ、これを受けた、学校教育法施行規則第 166 条では「大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設

定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」と規定されている。

本学の自己点検・評価体制については、理事長の直轄で監査室を発足させその機能をはたすとしている。平成 26(2014)年度の監査室は、事務局長がメンバーでその他として理事長が指定する事務局職員で構成され、任期は 1 年である（再任可）。同室は、自己点検・評価の実施に関する事項、第三者評価の実施に関する事項等を審議することとなっている。そして、より多くの教職員が学部、学科のあり方の検討に参画できるようにと、平成 27(2015)年度に教授をはじめとした教員を加え実質的な「自己点検・評価委員会」としての監査室を強化し、平成 26(2014)年度の実績を基に平成 27(2015)年度の自己点検・評価活動を開始した。

平成 26(2014)年度の認証評価の対象項目と自己点検・評価に係る担当組織

評価対象項目		担当組織
Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価		監査室（委員会）
基準 1	使命・目的等	管理部会
基準 2	学修と教授	教育・研究部会
基準 3	経営・管理と財務	管理部会
基準 4	自己点検・評価	監査室（委員会）
Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価		監査室（委員会）
基準 A	地域貢献・社会連携	教育・研究部会
基準 B	国際化に対応する医療職教育	教育・研究部会
基準 C	臨地実習	教育・研究部会

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

監査室（自己点検・評価委員会）は、毎年本学の教育研究及び経営・管理活動に関する点検及び評価を行い、その結果を報告書（自己点検評価書）にとりまとめるものとされ、当該報告書をとりまとめたときには、理事長及び学長に提出するものとされる。その上で、理事長及び学長は、その報告書を検討の上、必要な措置を講ずるとしている。

また、点検評価項目を決定するに当たっては、各大学に義務づけられている認証評価機関による認証評価との関係に基づいて行うことが、有効かつ適切であるとの観点から、平成 27(2015)年度の管理運営委員会において日本高等教育評価機構による認証評価を平成 28(2016)年度に受審することを決定し、その点検評価項目も同機構の定めるものに合わせることとした。

ところで、大学完成年度の平成 26(2014)年度については、自己点検・評価を行い、報告書を作成したものの、十分な完成度ではなく、ホームページ等への公開を行っていないが、今回の自己点検・評価に繋がっており、従って自己点検・評価の周期等は適切であるといえる。

エビデンス集　資料編、データ編

【資料 4-1-1】 内部監査規程

【資料 4-1-2】 大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況･･･データ編

【表 3－2】参照

(3) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学での自己点検・評価に関する取り組みは、共済学園理事長直下の監査室の指示で行ってきた。今年度は学内の多くの教員、事務局が学部、学科のあり方の検討に参画し、教員及び職員の補強を行い、本報告書の発行に至った。

今後は、自己点検・評価を持続的に実施していくとともに、平成 28(2016)年度に受審する認証評価機関による認証評価を円滑に実施していくために、現在の監査室に必要な能力等を強化していくと共に、各委員会、事務組織体制を含めた大学全体の点検・評価の在り方についても引き続き改善していく。

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2 の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査、データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

(2) 4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価の前提としては、証拠資料（エビデンス）に基づいて事実及び事実関係の確定がなされ、その事実関係等の下での適切な評価を行うことが必要である。

今回は初めて日本高等教育評価機構の定める自主点検評価書の作成手順や様式に則って評価を行ったので、おおむね「エビデンスに基づいた透明性の高い」評価と言える。

4-2-② 現状把握のための十分な調査、データの収集と分析

自己点検・評価に当たっては、あらかじめ、点検評価項目についての役割分担を定め、その役割分担者の責任において、点検評価項目に係る事実の裏付けとなる証拠資料（エビデンス）を収集し、その証拠としての適格性を検討した上、その採否を決定していく。監査室において、点検評価項目の全般にわたり、その証拠の採否の妥当性等を含めた事実関係の確定が検討され、報告書にとりまとめることを行っている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本報告書つまり、平成 27(2015)年度の自己点検評価書は、社会に対する情報提供が重要な大学の役割と責務であることから、本学のホームページにも掲載することとしている。

(3) 4－2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価に必要な資料、データ、収集、蓄積は各関係部署が行い、監査室（自己点検・評価委員会）へ提出をし、事務局にて取りまとめを行うように、資料、データを収集し蓄積する体制を更に整える。また系統的に分析して、点検結果を理事会、管理運営委員会等へ答申し、本学の教育改善へ繋げていく。

さらに、点検結果については学内、学外、社会に対して大学ホームページを活用し積極的に公表していく。

4－3　自己点検・評価の有効性

≪4－3 の視点≫

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

(2) 4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学では、「日本保健医療大学設置認可申請書」に基づき、教育研究、学生支援および管理運営等の大学運営全般の活動を「Plan（計画）」し、大学の教員や各事務部門の職員により「Do（実施・実行）」に移されてきた。また、その都度、関連の委員会で実行を「Check（点検・評価）」し、「Action（処置・改善）」に繋げてきた。

自己点検・評価活動とその集大成である「自己点検評価書」は、これまでの「Plan（計画）」と「Do（実施・実行）」を「Check（点検・評価）」し、「Action（処置・改善）」するものにほかならない。今回の公表により、それぞれの教員、担当部署等において、さらに次の経営サイクル（PDCA）が働き出すことになるものと考える。

さらに各委員会や事務部門等では、指摘のあった事項や改善を要する点について、具体的にどのように「Action（処置・改善）」していくのかを検討しており、必要に応じて大学の「管理運営委員会、教授会、学科会議」等にはかり、改善、向上のための努力を重ね、円滑な大学運営が行われるよう努力していく。

このように、自己点検・評価の結果を経営サイクル（PDCA）に活用する仕組みは、十分とは言えないが既に行われており、さらに進行させていく。

(3) 4－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の現状から点検、評価の機能を強化し確立していくためには、監査室が自己点検・評価委員会としてしてきたことを活用する。監査室（自己点検・評価委員会）やそれぞれの担当部門や担当者が気づいた改革や改善すべき問題点等の指摘を出しあって、それらを解決していくことが必要である。

［基準 4 の自己評価］

基準項目 4-1～4-3 の自己判定に基づき評価すると、基準 4 を満たしている。

自己点検・評価については、今回が初めて行うものであり、その結果としての教育研究、学生支援、管理運営、地域貢献等の各分野における改善、向上について指摘がなされたが、その改善、向上方策が確実に実施されることにより、本学における教育研究の向上発展が期待される。

また、自己点検・評価の結果を PDCA サイクルに活用する流れについては、全学的に気のついた分野から積極的な提言と検討を行い、その都度実施に移していく。

このように、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判定した結果、本学としては、基準 4 について満たしているものと判断する。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準Ａ．地域貢献・社会連携

≪Ａの視点≫

A-1　大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

A-2　地域貢献を円滑に進めるための組織とその運営

(1) Ａの自己判定

基準項目 A を満たしている。

(2) Ａの自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1　大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

（ア）公開講座

本学の教育、研究成果を広く社会に公開し、地元の大学として幸手市民の健康福祉、文化の向上に資することを目的として、本学教員が講師となり、日常生活に役立つ医学・医療に関する公開講座を行っている。

我国では、健康とされる人々の中には、「自覚症状（病気の前兆）もなく健康と本人は思っているが、実は病気に近い状態」（「未病」の状態）にある人が大変多くなっている。

この「未病」の状態になる前の、「健康」であるうちから、「発症」はもとより「未病」からも“縁遠い”健康状態に向かわせようという考え方とその実践は、今後の社会の重要な医学的課題であり、公開講座の目的でもある。

平成 26(2014)年度の公開講座の実施内容は次表のとおり。

第 8 回 公開講座	平成 26 年 11 月 1 日（土）　13：00 ～16：00 テーマ：からだを知って、からだのリフレッシュ 形式：講演 講演１　「骨格と関節は、その人の人生を語る」 講演者：日本保健医療大学　准教授　松山 永久 講演２　「自分でもできる浮腫（むくみ）ケア」 講演者：ILFJ 国際リンパ浮腫フレームワークジャパン監事 太田記念病院　リンパ浮腫外来　荒川 ようこ 参加者：72 名

「骨の変形」で注目されている疾患が「骨粗鬆症」と「変形性膝関節症」である。世界一の長寿国となった日本では、この「骨粗鬆症」を発症している人が確実に増加傾向にあることが確認されている。

以上のような問題に対し、健康促進、予防と対策として本学では、「市民公開講座」を行い地域社会に貢献している。

公開講座は、通算 8 回を数え、確実に地域に根付いてきている。

（イ）子ども大学さって

埼玉県の推進事業である「子ども大学さって」に、平成 26(2014)年度 4 回実施のうち 3 回を日本保健医療大学で担当した。引き続き平成 27(2015)年度も協力する予定である。

平成 14(2002)年にドイツのチュービンゲン大学で産声をあげた「子ども大学（Kinder-Uni）」は、平成 20(2008)年に日本にも埼玉県の川越市で「子ども大学かわごえ」として最初に設立され、徐々に広まり始めた。その後、平成 25(2013)年に幸手市において、幸手市、幸手市青少年相談員協議会、幸手青年会議所と本学が協力し「子ども大学さって」を開催した。

平成 26(2014)年度の「子ども大学さって」では 3 回の講義を、日本保健医療大学キャンパスで、本学教員が専門とするさまざまな分野の講義や実習体験を提供し、幸手市の小学 4 年生から 6 年生を対象とし“子どもに与えたい、学校教育では味わえない夢と学びを！”の子供の知的好奇心を刺激し、学ぶ力や生きる力の向上を図り、自主性を育むと同時に、地域の活性化を目的として活動をおこなった。

平成 26(2014)年度の「子ども大学さって」の実施状況は次表のとおりである。

第 1 回目	平成 26 年 9 月 7 日（日）　9：45 ～12：00 入学式：山西実 学長（幸手市教育委員会教育長）の開校挨拶の後、 入学生紹介（幸手市の小学生 25 名）、学生代表のあいさつ 渡辺邦夫幸手市長祝辞 講義：ヒトの身体の不思議な世界 講師：日本保健医療大学　准教授　松山永久 受講者：24 名
第 2 回目	平成 26 年 9 月 20 日（土）　10：00 ～11：30 講義：アニマルセラピーってなあに？～セラピー犬とふれあおう～ 講師：日本保健医療大学　教授　熊坂隆行 山梨セラピードッグクラブ　代表　中村幹 受講者：22 名

第 4 回目	平成 26 年 12 月 14 日（土）　13：30 ～16：00 講義：暗唱で味わう詩の世界 講師：日本保健医療大学　講師　正田泰基 受講者：18 名 修了式：山西実 学長（幸手市教育委員会教育長）修了証書授与、学生代表のことば、平良専純 日本保健医療大学学長 祝辞、記念撮影

（ウ）その他の地域交流

学園祭では医療の講演や健康診断を行い、地域の方々に喜ばれている。

また各種の地域関連行事にボランティアとして参画するなど、積極的に地域との交流を行っている。例えば、幸手市との交流として、幸手市民祭りに本学の学生がボランティアとして参加している。平成 26(2014)年度には 5 人参加した。

埼玉県が推進している「健康長寿埼玉プロジェクト」の一つとして本学教員が幸手市の依頼を受けて、「健康長寿埼玉モデル事業 10000 歩運動」を実施することになった。

さらに、本学の教員が、幸手市教育委員会から、「平成 25 年度教育委員会重点施策にかかる事務に関する点検及び評価報告書（案）」への知見について依頼され、提言を行っている。

その他、本学の教員が、NHK 番組「視点・論点」に出演し、「動物を介在した看護ケア」について解説を行うなど、様々な活動を通じて地域社会に貢献している。

A-2　地域貢献を円滑に進めるための組織とその運営

本学は平成 22(2010) 年度に開学したが、地域連携活動を組織的かつ円滑に行うことを目的として、教授会の下に公開講座委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会は教員及び職員若干名で構成され、平成 26(2014)年度には、教職員 8 名で構成されている。

また委員会は、必要の都度、開催することとされており、地域連携、公開講座活動に係る基本方針、活動の企画、立案、取組、その他地域連携活動を推進するための必要事項を審議している。

平成 26(2014)年度には、5 月から 11 月までは月 1 回開催され、公開講座の募集、運営に携わり、本学教員が企画する公開講座を円滑に運用できるようサポートしている。

また、委員会は、学外からの要請に対する窓口として、イベントへの参加の決定および企画、教職員、学生の参加の呼びかけ、運営を行っている。

エビデンス集 資料編

【資料 A-1】 平成 26(2014)年度 公開講座委員会報告

【資料 A-2】 平成 26 年度子ども大学さって実施報告（幸手市ホームページ）

（3） Ａの改善・向上方策（将来計画）

本学の特徴を活かした公開講座（特に健康に関連する講座）や専門職の資質向上に繋げられる研修会や講習会などの開催のために、公開講座委員会をはじめとした教授会関連の教育・研究部門委員会の活動を継続するとともに、幸手市や近隣の病院、施設などとの連携を更に深めていく。

また、次世代教育の追究と将来の保健医療の人材の育成の場としても「子ども大学」を進めていく必要があり、講義を子供が「楽しく」、「深く」学ぶために「自主的に学ぶ」と「わかりやすさ」を軸として更に継続して深めていく。

［基準Ａの自己評価］

基準項目 A-1～A-2 の自己判定に基づき、基準Ａを満たしている。

本学主催の公開講座の実施及び、埼玉県や幸手市の主催する事業とイベントへの参加などへの積極的な取組を通じて､地域との連携や地域貢献の基盤が徐々に構築されつつある。平成 26(2014)年度は、教員、職員及び学生を含めて地域からの各種企画への参加要請があることは、公開講座、子ども大学さって、イベントでの活動など、これまで本学の地域貢献活動を通して、本学が積極的に取り組んできた地域貢献が地域に認識され、浸透しはじめてきたといえる。

基準Ｂ．国際化に対応する医療職教育

≪Ｂの視点≫

B-1　　海外留学プログラムの具体的な提供

B-2　　医療現場で必要とされる専門語学教育の適切な実施

（１）Ｂの自己判定

基準項目Ｂを満たしている。

（２）Ｂの自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1 海外留学プログラムの実施

学生便覧等にも掲げているように、急速に進む国際化に伴って要請される、国際的に活躍できる医療従事者を要請することは本学の教育上の目標の一つである。また、他文化の地で過ごすことは、学生の視野を広げ、豊かな人間性を培うことにもつながる。この目標を達成するプログラムとして、毎年年度末の長期休暇を利用して、主に１年次生、2 年次生を対象として英国文化・語学留学制度を平成 22(2010)年度より開始した。留学先は、Bell International Colledge で、本学と提携している。また、近年の現地の物価上昇や、円安により渡航費用が増大する傾向にあることを配慮し、より多くの学生が留学する機会を得られるようにするために、留学を決意した学生一人一人に補助金を出している。平成 26(2014)年度には一人あたり 20 万円を支給した。留学先は、ケンブリッジとロンドンで、落ち着いた環境の中で語学の勉強に励むことができる。放課後には無料で近隣の観光を楽しむツアーもあり、一般家庭にホームステイもするので、学んだ英語をそのまま試し、国際交流を楽しむことができる。語学施設には、様々な国から同世代の学生が参加しており、英国だけでなく、様々な国の学生と知り合い、帰国後も交流することができる。同時に文化、マナー、習慣の違いも学ぶ。平成 26(2014)年度は学生 4 人が参加している。結果は学内で報告され、平成 23(2011)年度、平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)年度、ともに共済評論（本学定期発行誌）や大学パンフレット、本学ホームページにそれぞれ報告が掲載されている。

B-2 医療現場に必要とされる専門語学教育の適切な実施

「国際化社会に対応する医療従事者を養成する」ことは本学の教育目標の一つである。本学においては「国際文化論」、「国際保健学」など科目として学習し、国際的に受信、発信する能力の養成、また国内外の医療現場において活躍できる医療職の養成に取り組んでいる。

さらに必修教科として「英語Ⅰ（読解力・表現力・文法)」、「英語Ⅱ（会話)」、「英語Ⅲ（応用)」、「英語Ⅳ（医療英語)」及び、自由選択科目ではあるが、「フランス語」、「朝鮮語」を配置し、医療現場における語学教育を実施しており、少人数での医療現場実践の語学教育も行っている。

その他に、希望者には放課後に外国人による英語コースがあり、日本語を禁止して TOEIC 等の英語資格取得を応援している。

エビデンス集 資料編

【資料 B-1】 2014 年度 2~3 月英国留学概要

【資料 B-2】 共済評論第 6 巻（日本保健医療大学定期発行誌）平成 27 年 10 月

【資料 B-3】 平成 27 年度講義要綱・シラバス [再掲]

（３）Ｂの改善・向上方策（将来計画）

本学独自の自己評価項目であり、自己点検・評価として経験の浅い点もあることから、関係者として学生、教員、職員等からの意見、要望を収集する手段を検討し、継続して改善を図っていく。

［基準Ｂの自己評価］

基準項目 B-1～B-2 の自己判定に基づき、基準Ｂを満たしている。

医療技術の分野も当然、国際的スタンダードは高度に発展しています。本学では「国際性を備えた人材の育成」を教育目標の１つにしており、このような中にあって国際的に通用する専門性はもちろん、専門的知識、技術を世界に発信できる能力の学習は主として科目を通じて、さらに幅広い視野や教養を高めるためには英国文化・語学留学が有益でこれらを継続的に実行している。また外国語能力の向上も、本学では特に医療職として国際的に通用するよう、専門英語教育、医療実践英語教育を実施している。

基準Ｃ　　臨地実習

≪Ｃの視点≫

C-1　　臨地実習の教育上の評価及び実施状況並びに実施上の工夫

C-2　　臨地実習の支援等するための仕組みとその運用状況

（１）Ｃの自己判定

基準項目Ｃを満たしている。

（２）Ｃの自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1 臨地実習の教育上の評価及び実施状況並びに実施上の工夫

（ア）カリキュラム上における臨地実習の位置づけ

看護学実践の特色は、既習の知識、技術、態度を駆使して、学生自身が自主的に学習し、対象者との関わりを通して成長することにある。

臨地実習の位置づけは以下に示す。（以下、臨地実習を実習と略す）。

1）1 年次　後期　基礎看護学実習Ⅰ（1 単位）
看護の対象を「生活者」として理解し、看護への興味と関心を深め、4 年間の学習を動機づける機会とする。

2）2 年次　前期　基礎看護学実習Ⅱ（2 単位）
看護実践の中で対象を理解し、看護技術の適用や人間関係、看護過程を用いて看護の展開等を学ぶ。

3）3 年次　後期　老年看護学実習（4 単位）、母性看護学実習（2 単位）
小児看護学実習（2 単位）、精神看護学実習（2 単位）
成人看護学実習（6 単位）、在宅看護論実習（2 単位）
人の発達の特徴を理解し、健康障害に対する看護を実践する。

4）4年次　前期　地域看護学実習（4単位）
地域で生活する個人・家族・集団と地域を対象にした地域ケアシステムを理解し、地域における看護活動の実際を知る。

後期　課題別実習（2単位）
自己の課題意識に基づき、自主的・自立的に実習計画を立案し、あらゆる場面に応用できる看護の実践能力を養う。

（イ）臨地実習の基本的な考え方

1) 本学において看護職とは、様々な医療専門スタッフがチームを組み、総合的にケアに当たる「チーム医療」を基本に考えている。チームに貢献する看護専門職の育成と看護の資質向上のために、看護実践能力育成に必要な学習方法として実習を位置づける。

2) 実習の場は、保健・医療・福祉分野の連携が図られるように、医療機関に留らず、地域の保健・福祉施設からも幅広く選定する。

3) 実習方法は、1 グループ 5 ないし 7 名程度の学生からなる少人数制で行う。また、学生の個別性を尊重した指導を行う趣旨から原則として一人の専任教員が 1 グループを担当する。
4) 4 年次後期「課題別実習」においては、これまでの学びを統合し、看護実践を通して看護学への洞察を深め、看護専門職としての自己の課題を卒業時までに明確化するとともに論理的思考を用いた表現力を養うことを目的とする。

（ウ）臨地実習の目的

臨地実習は、看護の対象である人間を尊重し、講義、演習などで学習した知識・技術・態度を基に、看護体験を通して理論と実践を統合し、基礎的な看護実践能力を身につける。

（エ）臨地実習の目標

1) 看護の対象である人々の人権を尊重し、良好な人間関係を築くことができる。
2) 対象の健康問題を科学的な根拠に基づいて洞察し、看護過程を展開できる。
3) 保健・医療・福祉チームにおける看護の必要性と役割を理解し、責任ある行動ができる。
4) 保健・医療・福祉チームにおける他職種の役割を理解し、協働できる。
5) 看護職としての責務を認識し、倫理に基づき行動ができる。
6) 対象とのかかわりを通して、自らも人間として成長、発達することができる。
7) 多様な看護実践を体験することにより、看護の発展に寄与する態度を身につける。

（オ）臨地実習の進度

実習の進度は、以下の表のとおりとする。

臨地実習進度表

実習科目	単位数（時間数）	履修年次
基礎看護学実習Ⅰ	1(45)	1 年次 後期
基礎看護学実習Ⅱ	2(90)	2 年次 前期
小児看護学実習	2(90)	3 年次 後期
母性看護学実習	2(90)	
成人看護学実習	6(270)	
老年看護学実習	4(180)	
精神看護学実習	2(90)	
在宅看護論実習	2(90)	
地域看護学実習	4(180)	4 年次 前期

（カ）臨地実習の方法

実習の方法は、具体的には実習科目ごとに定めた実習要項に沿って行う。

1) 実習施設

実習科目ごとに実習施設を定める。

2) 実習日程・時間

実習時間は原則として 8：30～17：30 とする。

3) 実習オリエンテーション

実習科目ごとに実習前に学内で実習の目的・目標・内容・留意事項等についてオリエンテーションを行う。実習の目的・目標を理解し、実習に必要な事前学習を十分に行い実習に臨む。

（キ）実習施設における看護実践

実習は、実習担当教員及び実習施設の実習指導者の下で、臨地において学生自らが看護を実践することを中心とする。この方針に基づき、学生は原則として以下の方法で実習を行う。

1) 各実習科目の実習目的・方法に基づいて実習を行う。
2) 原則として学生は一人の患者さん／クライエントを受け持ち、実習担当教員及び実習施設の実習指導者の指導の下で、学生が看護計画を立案し実践する。ただし、集中治療・緊急時の看護等においては、受け持ち患者さん／クライエント以外の対象についても治療・看護の場に参加するという方法で実習を行う。

（ク）実習記録

1) 実習科目ごとに実習記録の様式、方法等を定める。
2) 実習担当教員より指導を受け、期日を守り所定の場所に提出する。
3) 記録物の提出期日が遅れた場合は、原則として受理しないので十分注意する。
4) 個人情報の保護に責任を持ち、記録・メモ等の管理には十分注意する。

（ケ）評価

原則として、規定の実習時間の 4/5 以上を出席しなければ単位は認められない。単位認定の方法に関する詳細は、各看護学の科目別の実習要項を参照する。

実習評価は、各授業科目を担当する教授、准教授、講師が行い、最終的には科目責任者が単位認定を行う。

C-2　臨床実習の支援等するための仕組みとその運用状況

（ア）臨地実習の実施体制

本学の臨地実習の実施体制は、教授会の下に置かれる教務委員会（実習運営部会）において、学生の臨地実習・臨床実習に関する事項を審議、決定し、その審議結果は教授会に報告して、その承認を得るものとされている。教務委員会は教育課程をはじめとして、成績評価、学生の教育指導など教務全般について審議決定する包括的かつ重要な役割を有していることから、臨地実習・臨床実習に係る事項については、専門

部会として、教務委員会の下に「実習運営部会」を設置して、専門的な審議検討を行っている。

実習運営部会では、臨地実習の年次計画の企画立案、実習施設の確保とその日程等の調整など臨地実習の円滑な実施のための企画とその実施について事実上責任を持って行うとともに、臨地実習の遂行上の諸問題等の解決のための検討などを行い、その改善充実にも努めている。

臨地実習を円滑かつ効果的に推進するため、「臨地実習共通要項」を制定するとともに、毎年度、看護専門領域の実習科目毎に「実習要項」を作成し、学生に配布し、活用している。

なお、各領域の実習要項には、（ⅰ）実習目的、（ⅱ）実習目標、（ⅲ）実習の構成、（ⅳ）実習期間と実習方法、（ⅴ）学生の配置、（ⅵ）実習評価等が基本記載事項として構成されている。

（イ）臨地実習の指導体制

本学における臨地実習の指導体制は、原則として、本学の教員が実習施設の実習指導者と連携を保ちつつ教育に当たることとしている。臨地における教育の責任は大学側にあり、患者さんのケアの責任は実習施設側にある。実習の現場においては、実習施設側の強力な支援なくしては学習効果を上げることができない。したがって、大学側と実習施設側との双方が、それぞれの強みを生かし、役割を分担して、学生の学習を支援していくことが重要である。

なお、実習の計画立案及び実施並びに評価に当たっては、実習施設側の意見を取り入れ、教員が責任を持って指導・実施することしている。教員と実習指導者が円滑で効果的な実習が行われるように協力し、実習環境を整えることとしている。

実習指導は、各実習科目担当の教員並びに実習助手が１人当たり５ないし 7 名程度の学生を受け持ち、実習指導者の協力を得ながら、実習の場で直接学生を指導することとしている。

実習指導者の確保については、教員と共に実習助手（非常勤）を採用し、実習助手も自覚をもって学生の指導に関わるよう、事前のオリエンテーション、専任教員の実習指導の実際を見学させる等を実施し、教育環境が整うようにしている。指導担当教員は、実習開始前から施設研修に入り、施設を理解したうえで、看護部・臨地実習施設担当者・病棟指導者との連絡調整を密にして大学の教育方針が伝わるようにしている。また、今年度開始された施設に対しては、実習目的・方法等について事前説明と意見交換を行い本学の教育への理解を図っている。

実習指導は、前記のとおり、学生 5 ないし 7 名に対して 1 名の指導教員を配置し、学生の個別性に沿った実習指導が提供できるよう体制を整備している。また、実習施設に対しては、1 病棟 1 名の実習指導者の配置を希望し、実習を円滑に進めるようにしている。

臨地実習での看護技術教育に関しては、受け持ち対象への負担減少のために、学生の知識・技術の向上を図る目的で、各領域で実習開始前に課題を課し、実習に伴う事前学習をさせている。

（ウ）実習施設

実習施設は、あらかじめ本学から依頼し承諾を得た、主として埼玉県内の医療機関及び地域の保健・看護・福祉機関（保健所、保健センター、訪問看護ステーション、地域包括支援センター)、教育機関等である。県外にあり、本学より遠方の施設で実習する学生に対しては、円滑な実習と学習が計れるよう宿泊施設などの紹介を行った。

実習施設により、控室やカンファレンスルームの不足がみられた場合にも施設側の協力を得て代替施設の貸与等の措置を講じながら実施してきた。また、学生の臨地での教育を支援するために大学側からの図書の搬入や備品・物品類の配置を行うなどにより、学習環境が整っている。

（エ）その他の支援について

臨地実習を受けるためには、あらかじめ、所定の感染症の予防接種を受けることが義務づけられている。その義務履行を確認した上で、行われている。

実習期間中の学生等にインフルエンザの感染が疑われる場合について、実習中および実習施設への往復時もマスクを着用しうがいを励行する。また、インフルエンザが発症した場合、発症後 7 日間は実習を見合わせるなど、受け持ち対象への感染予防に留意して、対応してきている。

教員の個人情報の保護を目的として、各教員に対し、学生との連絡用として携帯電話を貸与した。

エビデンス集 資料編

【資料 C-1】 日本保健医療大学設置認可申請書
【資料 C-2】 日本保健医療大学臨地実習共通要項
【資料 C-3】 平成 26 年度基礎看護学実習要項
【資料 C-4】 平成 26 年度小児看護学実習要項
【資料 C-5】 平成 26 年度母性看護学実習要項
【資料 C-6】 平成 26 年度成人看護学実習要項（急性期実習）
【資料 C-7】 平成 26 年度成人看護学実習要項（慢性期実習）
【資料 C-8】 平成 26 年度老年看護学実習要項
【資料 C-9】 平成 26 年度精神看護学実習要項
【資料 C-10】 平成 26 年度在宅看護学実習要項
【資料 C-11】 平成 26 年度地域看護学実習要項

Ｃの改善・向上方策（将来計画）

実習施設の確保については、入院患者の重症化、入院期間の短縮化、及び埼玉県内大学の新設校増加に伴う実習受入先の確保の困難さ等がある。常に施設の動向を見極め、早めの施設開拓対応ができるよう努力すること、実習準備教育や教育内容、方法等の見直しが必要である。

また、他校との実習調整会や実習施設との連携により、実習施設や施設設備の調整などを図っていく。特に、指導体制において、実習施設側の実習指導者の増員をお願いすると

共に、教員との連携・協働を更に進めていく。

実習指導体制においては、より充実した指導、支援を提供するため、教員の資質向上（教育力、看護力、看護過程の展開能力等）への教育が更に必要と考えている。
その実習指導教員の教育的能力の向上を図るため、実習部会での継続的な研修会の実施や、教員間の協力体制の整備を推進していく。

さらに領域により、実習施設における入院患者の入院期間の短縮により、実習目標の達成に困難を要することがあり、目標・目的に沿った実習が効果的に実践できるよう継続して実習方法の検討を進めていく。

［基準Ｃの自己評価］

基準項目 C-1～C-2 の自己判定に基づき、基準Ｃを満たしている。

本学での実習実施体制として、看護専門領域代表者である教員による実習運営部会を定期的に開催し、実習に関連する事項の審議検討などを重ねてきた。

その結果、実習科目配置表・臨地実習要項などを一部改正した。

また、感染防止対策としての予防接種・事故防止対策教育の実施や、学生の入学時に「学生教育研究災害保険」・教員の「実習任意保険（WILL)」への各加入など、学生・教員の実習中の安全確保、実習施設環境設備等の対応を行っている。

数年の実習の継続により、施設との関係も強化され、実習環境も整ってきている状況である。今後も継続して施設職員とのコミュニケーションの向上に努力し、学生がいき活きと実習できるよう環境づくりを行っていく。

臨地実習での看護技術教育に関しては、学生の知識・技術の向上を図るため、各領域で実習開始前に課題を課し実習に伴う事前学習をさせている。臨地実習に向けた学生の意欲向上と臨場感高揚のための効果的な学習方法を継続して実施していく。